



---

# 平成29年第4回 本別町議会定例会会議録

---

自 平成29年12月 5日  
至 平成29年12月13日

本別町議会

# 平成29年本別町議会第4回定例会会議録(第1号)

平成29年12月5日(火曜日) 午前10時00分開会

## 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4	認定第 1号	平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第 2号	平成28年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 3号	平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 4号	平成28年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 5号	平成28年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 6号	平成28年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 7号	平成28年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 8号	平成28年度本別町水道事業会計決算認定について
	認定第 9号	平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について (平成28年度各会計決算審査特別委員長報告)
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	議案第69号	平成29年度本別町一般会計補正予算(第11回)について
日程第 8	議案第70号	平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について
日程第 9	議案第71号	平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)について
日程第10	議案第72号	平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)について
日程第11	議案第73号	平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算

日程第 1 2	議案第 7 4 号	(第 7 回) について 平成 2 9 年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第 3 回) について
日程第 1 3	議案第 7 5 号	平成 2 9 年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第 3 回) について
日程第 1 4	議案第 7 6 号	平成 2 9 年度本別町水道事業会計補正予算(第 2 回)につ いて
日程第 1 5	議案第 7 7 号	平成 2 9 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 7 回) について

#### 会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4	認定第 1 号	平成 2 8 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第 2 号	平成 2 8 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認 定について
	認定第 3 号	平成 2 8 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について
	認定第 4 号	平成 2 8 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認 定について
	認定第 5 号	平成 2 8 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決 算認定について
	認定第 6 号	平成 2 8 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定に ついて
	認定第 7 号	平成 2 8 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定 について
	認定第 8 号	平成 2 8 年度本別町水道事業会計決算認定について
	認定第 9 号	平成 2 8 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定に ついて (平成 2 8 年度各会計決算審査特別委員長報告)
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	議案第 6 9 号	平成 2 9 年度本別町一般会計補正予算(第 1 1 回)につ いて
日程第 8	議案第 7 0 号	平成 2 9 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第 3

日程第 9	議案第 7 1 号	回) について 平成 2 9 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 3 回 ) について
日程第 1 0	議案第 7 2 号	平成 2 9 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算 ( 第 4 回 ) について
日程第 1 1	議案第 7 3 号	平成 2 9 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算 ( 第 7 回 ) について
日程第 1 2	議案第 7 4 号	平成 2 9 年度本別町簡易水道特別会計補正予算 ( 第 3 回 ) について
日程第 1 3	議案第 7 5 号	平成 2 9 年度本別町公共下水道特別会計補正予算 ( 第 3 回 ) について
日程第 1 4	議案第 7 6 号	平成 2 9 年度本別町水道事業会計補正予算 ( 第 2 回 ) について
日程第 1 5	議案第 7 7 号	平成 2 9 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算 ( 第 7 回 ) について

出席議員 ( 1 1 名 )

議 長	1 2 番	方 川 一 郎 君	副議長	1 1 番	高 橋 利 勝 君
	1 番	矢 部 隆 之 君		2 番	藤 田 直 美 君
	3 番	篠 原 義 彦 君		4 番	大 住 啓 一 君
	5 番	山 西 二 三 夫 君		6 番	黒 山 久 男 君
	7 番	小 笠 原 良 美 君		8 番	方 川 英 一 君
	1 0 番	阿 保 静 夫 君			

欠席議員 ( 1 名 )

9 番 林 武 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	大和田 収 君
会 計 管 理 者	毛 利 俊 夫 君	総 務 課 長	村 本 信 幸 君
農 林 課 長	菊 地 敦 君	保 健 福 祉 課 長	飯 山 明 美 君
住 民 課 長	千 葉 輝 男 君	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次 君
建 設 水 道 課 長	大 槻 康 有 君	企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也 君
老 人 ホ ー ム 所 長	井 戸 川 一 美 君	国 保 病 院 事 務 長	藤 野 和 幸 君
総 務 課 主 幹	小 坂 祐 司 君	総 務 課 長 補 佐	三 品 正 哉 君
建 設 水 道 課 長 補 佐	小 出 勝 栄 君	教 育 長	中 野 博 文 君

教 育 次 長	佐々木 基 裕 君	社 会 教 育 課 長	阿 部 秀 幸 君
学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	久 保 良 一 君	農 委 事 務 局 長	郡 弘 幸 君
代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋 君	選 管 事 務 局 長	村 本 信 幸 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	鷺 巢 正 樹 君	総 務 担 当 主 査	塚 谷 直 人 君
---------	-----------	-------------	-----------

議長（方川一郎君） 開会前に、林武君から欠席する旨の届け出がありましたので、報告しておきます。また、高橋議員から遅延する旨の届け出がありましたので、報告しておきます。

次に、大和田副町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

大和田副町長。

副町長（大和田 収君） 議長よりお許しをいただきましたので、平成29年11月10日付け人事異動に伴います、説明員であります課長職の異動がございましたので、私より職名と氏名を紹介させていただきます。

右側でございます、前から2列目、町長の後ろになります、総務課長の村本信幸でございます。

総務課長（村本信幸君） どうぞ、よろしくお願いいたします。

副町長（大和田 収君） 4列目一番後ろになります、保健福祉課長兼総合ケアセンター所長兼地域包括支援センター所長兼健康管理センター所長兼老人福祉センター所長の飯山明美です。

保健福祉課長（飯山明美君） 飯山です。よろしくお願いいたします。

副町長（大和田 収君） 以上でございます。よろしくお願いいたします。

貴重な時間、ありがとうございました。

開会宣告（午前10時03分）

#### 開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成29年第4回本別町議会定例会を開会します。

#### 開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、方川英一君、大住啓一君、及び篠原義彦君を指名します。

#### 日程第2 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長方川英一君、御登壇ください。

議会運営委員長（方川英一君）〔登壇〕 報告いたします。

平成29年10月13日第3回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、12月5日から12月14日までの10日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、12月7日正午をもって締め切ることといたしました。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） これで報告済みといたします。

### 日程第3 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、12月5日から12月14日までの10日間とすることにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月5日から12月14日までの10日間とすることに決定いたしました。

### 休会の議決

議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、12月6日から11日までの6日間を休会にしたいと思いを。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、12月6日から11日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 日程第4 認定第1号ないし認定第9号

議長（方川一郎君） 日程第4 認定第1号平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件を一括議題とします。

以上、9件について、委員長の報告を求めます。

平成28年度各会計決算審査特別委員長、大住啓一君、御登壇ください。

平成28年度各会計決算審査特別委員会委員長(大住啓一君)(登壇) 報告いたします。

本委員会は、平成29年10月13日、第3回定例会において付託を受けた下記の事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記、1、事件、 認定第1号平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、  
認定第2号平成28年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、 認定第3号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、 認定第4号平成28年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、 認定第5号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、 認定第6号平成28年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、 認定第7号平成28年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、 認定第8号平成28年度本別町水道事業会計決算認定について、 認定第9号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について。

2、決算審査特別委員会開催日、平成29年10月18日、及び19日。

3、審査の結果、認定第1号平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、いずれも、認定であります。

4、意見、 違法と認められる事項、特に認められませんでした。 不当と認める事項、特に認められませんでした。 特に留意すべき事項、特に認められませんでした。 監査委員の意見に対する意見、なしでございます。 その他、なしでございます。

以上で、委員会審査報告といたします。

議長(方川一郎君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、認定第1号平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（方川一郎君） 起立9人であります。よって起立多数です。  
お座りください。

したがって、認定第1号平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第2号平成28年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立9人。よって起立多数です。  
お座りください。

したがって、認定第2号平成28年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第3号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立者8人。よって起立多数です。  
お座りください。

したがって、認定第3号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第4号平成28年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立者9人。よって起立多数です。  
お座りください。

したがって、認定第4号平成28年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第5号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者9人。よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第5号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第6号平成28年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者9人。よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第6号平成28年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第7号平成28年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者9人。よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第7号平成28年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第8号平成28年度本別町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者9人。よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第8号平成28年度本別町水道事業会計決算認定については、全会一

致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第9号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者9人。よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第9号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

#### 日程第5 諸般の報告

議長(方川一郎君) 日程第5 諸般の報告を行います。

報告第22号専決処分報告平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第6回)について報告を求めます。

藤野病院事務長。

国保病院事務長(藤野和幸君) 報告第22号専決処分報告。

平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第6回)について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入第7項寄付金を10万円増額補正し、資本的収入の総額を1億6,434万2,000円とするものであります。内容は、本別町押帯 番地、様から10万円の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を10万円増額補正し、資本的支出の総額は1億9,429万9,000円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

議長(方川一郎君) これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から平成29年9月分及び10月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、所管事務調査結果報告書が、産業厚生常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、行政視察調査結果報告書について、総務、産業厚生常任委員長より提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成29年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成29年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とかち広域消防事務組合議会の平成29年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、議長の動静について、平成29年第3回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

## 日程第6 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第6 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成29年度各会計の予算執行状況について報告をいたします。

10月末現在の一般会計の執行状況につきましては、予算額74億8,421万8,000円に対しまして、歳入の収入済額は35億838万8,000円で、46.9パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は33億8,319万8,000円で、45.2パーセントの執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比5.0パーセントの減、額にして1億4,117万2,000円減の26億6,925万8,000円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を地方が直接借り入れをしております臨時財政対策債は、前年度比2.3パーセントの減、額にして401万5,000円減の1億7,117万8,000円で、普通交付税を加えました総額では、前年度を4.9パーセント下回る結果となっております。

特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。平成28年度では3億3,327万8,000円で、前年度比で2.1パーセントの減となりました。

平成29年度については、現時点では前年度比21.3パーセント減の2億6,243万6,000円を見込んでいます。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額14億7,115万5,000円に対しまして歳入の収入済額は6億3,345万円で、43.1パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は6億5,845万8,000円で、44.8パーセントの執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額1億2,259万2,000円に対しまして、歳入の収入済額は5,097万3,000円で、41.6パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は4,584万2,000円で、37.4パーセントの執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。予算額10億1,099万2,000円に対しまして、歳入の収入済額は4億5,870万1,000円で、45.4パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は4億7,776万4,000円で、47.3パーセントの執行率となっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。予算額2億9,017万4,000円に対しまして、歳入の収入済額は1億776万9,000円で、37.1パーセントの執行率となっており、このうちサービス収入につきましては、調定額9,710万円に対しまして、収入済額は9,701万7,000円で、99.9パーセントの収納率となっております。歳出の支出済額は1億4,594万7,000円で、50.3パーセントの執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。予算額1億4,058万円に対しまして、歳入の収入済額は4,519万4,000円で、32.1パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は5,956万6,000円で、42.4パーセントの執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。予算額5億3,633万6,000円に対しまして、歳入の収入済額は1億9,510万4,000円で、36.4パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は2億541万3,000円で、38.3パーセントの執行率となっております。

次に、水道事業会計の上期の決算状況であります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益の予算額1億6,551万6,000円に対しまして、決算額は6,739万9,000円で、前年度比1.5パーセントの減、額にいたしまして104万3,000円の減となり、予算に対する執行率は40.7パーセントとなっております。水道事業費用につきましては、決算額は7,932万円で、前年度比4.1パーセントの増、額にいたしまして311万4,000円の増となり、予算に対する執行率は47.9パーセントとなっております。

資本的収入及び支出につきまして、資本的収入の予算額4,840万円に対しまして、決算額は0円となっており、資本的支出の予算額1億1,708万2,000円に対しまして、決算額は2,670万円で、22.8パーセントの執行率となっております。

次に、病院事業会計の上期の決算状況であります。収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益の予算額12億2,610万4,000円に対しまして、決算額は5億9,086万6,000円で、前年度比0.7パーセントの増、額にいたしまして424万8,000円の増となり、予算に対する執行率は48.2パーセントとなっております。このうち入院収益は2億755万5,000円で、前年度比12.5パーセントの増、額にいたしまして2,305万円の増、外来収益は1億5,994万8,000円で、前年度比2.9パーセントの減、額にいたしまして482万9,000円の減となっております。

病院事業費用につきましては、予算額12億7,990万4,000円に対しまして、決算額は5億4,090万円で、前年度比6.1パーセントの増、額にいたしまして3,093万1,000円の増となり、予算に対する執行率は42.3パーセントとなっております。

事業収益から事業費用を差し引いた上期の純利益は4,996万6,000円となったところであります。

医業収益における入院収益の増につきましては、内科、耳鼻咽喉科の収益増加が主なものでありまして、外来収益の減につきましては、外科の収益減少が主なものとなっております。

資本的収入及び支出につきまして、資本的収入の予算額1億6,424万2,000円に対しまして、決算額は5,984万8,000円で、36.4パーセントの執行率となっております。資本的支出の予算額1億9,419万9,000円に対しましては、決算額は4,440万3,000円で、22.9パーセントの執行率となっております。

次に、患者数の動向であります。4月から9月までの上期の入院患者数は8,770人で、1日平均47.9人となり、前年同期と比較しますと1,477人、1日平均8人増、外来患者数は2万2,504人で、1日平均181.5人となり、前年同期と比較すると1,486人、1日平均で13.5人の減となっております。入院患者数の増は、内科、外科、耳鼻咽喉科の入院患者が共に増となったもので、外来患者数の減は、外科外来患者の減が主なものであります。

以上、平成29年度各会計の予算執行状況の報告とさせていただきます。

次に、平成30年度の予算編成方針について報告いたします。

平成30年度の予算編成方針につきましては、11月27日に職員によります予算編成会議を開催し方針を示したところであります。

国は、6月9日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針において、歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとして、人づくり革命の実現に向けた人材投資や地域経済、中小企業、サービス業等の生産性向上に資する施策

等の諸課題について、新しい日本のための優先課題推進枠を措置するとしております。

また、地方行財政につきましては、地方行政サービスの地域差の見える化とそれを通じた行財政改革の推進、先進、優良事例の全国展開など、地方の頑張りや工夫を引き出しつつ、行政サービスの効率化、重点化に向けて類似団体間でのコスト等の地域差の要因分析、インセンティブ強化に資する補助金、交付金の配分促進や、地方創生の取り組みの必要度から成果に応じた交付税算定へのシフトを進めるとしており、地方自治体の今後の財政運営は、創意工夫と主体的な取り組みが求められているところであります。

8月に公表されました総務省の概算要求では、経済・財政再生計画を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額につきましては平成29年度と同水準を確保し、地方交付税につきましては、本来の役割である財源調整機能と財源保護機能が発揮されるよう総額を確保するとしたものの、前年度比2.5パーセント減の1兆5,264億円となり、6年連続の減額となっております。

財務省は、地方自治体の基金残高がふえ続けている点を問題視をしております。全自治体の収支見通しをまとめた地方財政計画について、資金ストックである基金残高の要素を取り入れることを求めています。

このような状況の中で、本町にとっても歳入に見合った歳出をどう組み立てていくか、非常に厳しい予算編成になると考えております。

財政試算の歳入ですが、予算編成に大きな影響を与える地方交付税は、このような厳しい状況を踏まえ、また、平成28年度から段階的に導入されておりますトップランナー方式の拡大等による影響も考慮し、普通交付税を前年度決算見込額に対して5.9パーセント減で試算をしているところです。

また、町税につきましては、景気の回復は未だ厳しい状況であることから、前年度決算見込額と同額を見込んでおります。

更に、基金からの繰り入れにつきましては、引き続き依存度を下げる体制を目標にしております。

次に、歳出であります。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、前年度決算見込額に対して2.6パーセント減、物件費、維持補修費は2.4パーセントの減、補助費等は0.8パーセントの増、繰出金は2.2パーセントの減、投資的経費は16.6パーセントの減を見込んでおりますが、引き続き行政改革推進計画、事務事業評価の確実な実施及び前倒しを指示しているところであります。

一般会計の予算規模といたしましては、72億円程度を見込んでいるところですが、現時点では不確定な要素が多く、1月以降に示されます地方財政計画を踏まえ、最終的な調整が必要になると考えております。

以上のように、平成30年度の予算編成につきましても、相当厳しい状況になることが想定されますが、第6次本別町総合計画に掲げます主要課題について、戦略的な視点と行動力をもって、町民生活に密着した事業の確保と町民が夢を持てる施策を展開し、地方分

権時代にふさわしい、自主、自立の精神にあふれる新時代の新しいまちづくりを推進するため、本別町の個性と元気が発揮できる、また発信できるよう創造力と知恵を結集し、最大限の行政効果が得られるよう町民と協働したまちづくりを展開してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解をよろしくお願いをいたします。

次に、本別町元職員が在職中における行為により逮捕、起訴されました公判の結果について報告いたします。冒頭、元職員が実刑判決を受けましたことにつきまして、町としても判決を重く受け止め、本別町全体の名誉を傷つけ、住民の皆様をはじめ、多くの方々に御迷惑をおかけいたしましたことに対して改めてお詫びを申し上げますとともに、元職員にはこの判決を真摯に受け止めてもらいたいと思っております。

公判の内容等につきましては、これまで行政報告や議員協議会におきまして報告しているところでありますが、10月24日に結審し、12月4日に判決が出されましたので、その内容について報告をいたします。

本公判につきましては、検察側陳述、被告人陳述等、これまで4回開催され、元職員は秘密漏えい、加重収賄、業務上横領のすべての容疑について認める供述をしており、10月24日に開催されました第4回公判におきまして、検察側から懲役5年、追徴金650万円の求刑がなされ結審したところです。12月4日の判決では、職務上知り得た秘密を漏らし、多額の賄賂を受け取ったことは悪質であり、公務員に対する社会の信頼を損なうこと甚だしいとし、業務上横領については30回以上に及ぶ常習的行為であり、巧妙に隠す行為を繰り返し私腹を肥やした卑劣な行為であると述べられ、懲役3年6カ月、追徴金650万円が言い渡されました。

町といたしましては、第一審裁判所の判決に不服がある場合は、判決送達日の翌日から起算して2週間以内に控訴できるものとなっているため、刑の確定について状況を確認し、引き続き北海道市町村職員退職手当組合と退職手当の返納請求の手続きを進め、更に、町の損害金に係る法的手段等については弁護士と協議を開始したいと考えております。

また、本事件の発端となりました収納業務不適切処理につきまして、警察への告発のあった元課長補佐の12万3,000円、及び、元主事の38万7,487円の件につきまして、平成29年11月29日付で不起訴処分としたことのお知らせが釧路地方検察庁帯広支部からありましたことも報告をさせていただきます。

なお、本定例会に弁護士費用等、関係予算を提案しておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

次に、浦幌町との災害時の協力に関する協定書締結について報告をいたします。本町では現在、北海道開発局が利別川の上流域において、72時間総雨量が203ミリの降雨により利別川が氾濫した場合をシミュレーションした浸水想定区域を本別町防災ガイドマップに表示し、平成25年3月に全戸配布しているところであります。

しかし近年、50年、100年に一度と言われてきた集中豪雨によりますます大規模な大雨災害が全国的に多発しておりまして、開発局では利別川の上流の72時間の総雨量を30

8.1ミリと想定し、利別川が氾濫した場合のシミュレーション図を作成しましたことから、本町では新年度において、それに対応したハザードマップを作成する予定をしております。また、シミュレーションでは72時間の想定雨量が100ミリ以上ふえたことから、山と川に挟まれました本町の市街地区では浸水想定区域の拡大が懸念をされ、多くの避難施設が使用出来なくなることが想定されています。これらの状況や地理的条件等を勘案した結果、上浦幌地区への避難も視野に入れる必要があることから、そういう判断の中で浦幌町との協議をさせていただいた結果、本年10月13日に災害時における協定書を締結いたしました。

浦幌町から許可されました施設は、避難所として上浦幌中央小学校、上浦幌中学校、上浦幌公民館の3施設、避難場所として川上近隣センター、上浦幌ひまわり保育園の2カ所で、使用に際しましては事前に、一つには避難する人数、二つには避難する住民の住所、氏名、連絡先、三つには避難する予定期間、概ね3日以内を本町から連絡の上、使用の許可を受けることとなります。

今後も町といたしましては、災害から町民の皆様の生命と財産を守る立場から、今後も避難体制確立に向け防災行政を推進してまいりますので、引き続き議員各位の御理解と御協力をお願いをしております。

次に、総合的な介護人材確保対策について報告を申し上げます。

本町ではこれまで、介護人材の確保と離職防止に向けた幅広い施策を総合的に補完することを目的に、介護従事者就業支援等補助金や介護福祉士修学資金貸付事業を創設し、また、ほんべつ福祉セミナーや介護職員初任者研修等を開催することにより、介護職場に対する知識や理解を深める取り組みを推進してまいりました。

今年度2年目となりますほんべつ福祉セミナーでは参加者のうち4名が、また、介護職員初任者研修では研修を終了した1名が町内の事業所に就職が内定するなど、少しずつではありますが成果が表れてきております。

しかし、地域包括ケアを推進する上で必要な、医療、保健、介護、福祉人材の確保は依然厳しい状況でありますことから、本年3月に創設いたしました介護福祉士修学資金貸付事業につきましては、人材確保の裾野を広げていくことを目的として本別町外から通学している本別高等学校の生徒も事業の対象者として、拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度スタートいたしました地域包括ケアプロジェクト推進事業の一環として、人材確保、育成のための情報を発信し、本町へ関心を持ち、来訪意欲を持っていただけるよう、民間の視点によります本別町の応援、宣伝サイトを制作、運用し、本別町への新しい人の流れをつくり、地域を支えていく人材の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も介護サービス、医療サービス等を担う人材の安定的な確保、育成、定着を推進するため、引き続き多様な施策を総合的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議

員各位におかれましても、今後とも御支援を賜りますようお願いいたします。

また、関連条例の改正及び関係予算を本定例会に提案させていただいておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

以上、本別町議会第4回定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これで行政報告を終わります。

#### 日程第7 議案第69号

議長（方川一郎君） 日程第7 議案第69号平成29年度本別町一般会計補正予算（第11回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

総務課長（村本信幸君） 議案第69号平成29年度本別町一般会計補正予算（第11回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金、社会保障・税番号制度に係るシステム改修、介護給付・訓練等給付事業費、病院事業への負担金の増額、その他執行済み事務事業に係る計数整理が主な内容であります。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,185万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億6,686万2,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により、補正の主なものについて説明をさせていただきます。

11ページ、12ページをお開きください。

2、歳出でございますが、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費4節共済費609万7,000円の補正は、社会保険の標準報酬月額の設定等によるものであります。

その下、8節報償費弁護士相談謝礼金50万円の補正は、元職員の業務上横領による損害賠償請求訴訟にかかるものであります。

また、9節旅費22万8,000円の補正は、関係各所との打ち合せに伴う旅費の増額であります。

下段の8目企画費19節負担金補助及び交付金、地方バス路線運行維持対策費73万2,000円の補正は、帯広陸別線運行に係る経常収支不足額の増に伴います補助金の増額であります。

下段の10目電算事務処理費13節委託料、電算業務委託料中、システム修正553万8,000円の補正は、社会保障・税番号制度データ連携に対応するためのシステム整備に伴う増額等であります。

下段の14目基金費25節積立金2,000万3,000円の補正は、寄付者の意向により、基金への積み立てにあてるものでございます。

飛びまして、15ページ、16ページをお開きください。中段にあります、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費20節扶助費中、介護給付・訓練等給付1,880万円の補正は、障がい福祉サービスの利用者の増及び処遇改善加算等の増によるもの。その下、地域生活支援事業の増額はサービス利用者の増によるものであります。

下段の2項老人福祉費1目老人福祉総務費360万円の補正は、国の重層的住宅セーフティネット構築支援事業による本別町居住支援協議会事業に対する補助金の追加によるものであります。全額、国からの補助金となります。

次のページをお開きください。上段にあります、3目介護保険費28節繰出金中、介護保険事業特別会計繰出金事務費630万円の増額については、地方創生推進交付金の内示に伴います地域包括ケアプロジェクト推進事業600万円の増額等によるものであります。

次の段、3項児童福祉費1目児童福祉総務費20節扶助費500万円の減額につきましては、施設型給付費の調整によるものであります。

次のページをお開きください。一番下段にあります、4款衛生費4項病院費1目病院公営企業費19節負担金補助及び交付金4,356万8,000円の補正は、いずれも繰入基準に基づく収支決算見込みによるものであります

次のページをお願いいたします。中段にございます、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金40万円の補正は、農業経営力向上支援事業として、複数農家等の法人設立に対する補助金であります。全額、道からの補助金となります。

一番下段になります、7款1項商工費3目観光費、次のページをお開きください。上段にございます、18節備品購入費190万7,000円の補正は、義経の館施設改修に伴う飲食用テーブル11台、椅子44脚を購入するもので、来年の連休に間に合わせるため今回補正するものであります。

中段にあります、8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費18節備品購入費1,487万9,000円の減額補正は、モーターグレーダー購入事業の事業費確定によるものであります。

一番下段にあります、9款1項消防費2目非常備消防費8節報償費、消防団員退職報償金58万3,000円の補正は、消防団員1名の退職によるものであります。

次のページをお開きください。下段から2段目にあります、10款教育費2項小学校費1目学校管理費11節需用費中、修繕料、車両47万3,000円の補正は、スクールバス等の修繕の増によるもの、学校施設65万6,000円の補正は、中央小学校ボイラー設備のパーナータイル交換によるものであります。

次のページをお開きください。4項社会教育費3目図書館費18節備品購入費中、館内図書20万円の補正は、寄付者の意向により図書館用図書を購入するものであります。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を説明いたします。

5 ページ、6 ページにお戻りください。

1、歳入でございますが、中段にあります 13 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 1 節総務費補助金中、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 401 万 9,000 円の補正は、歳出で説明いたしました社会保障・税番号制度データ連携に対応するためのシステム整備に対するものであります。

次の地方創生推進交付金 300 万円の補正は、歳出で説明しました介護保険事業特別会計繰出金、事務費 630 万円のうち地域包括ケアプロジェクト推進事業 600 万円に対するものであります。

次の段、2 目民生費国庫補助金 1 節社会福祉費補助金、臨時福祉給付金事業費補助金 190 万 5,000 円の補正は、臨時福祉給付金、経済対策分の事業費確定に伴う追加交付によるものであります。

下段、2 節老人福祉費補助金、住宅市場整備推進等事業費補助金 360 万円の補正は、国の重層的住宅セーフティネット構築支援事業による本別町居住支援協議会事業に対する補助金であります。

次の段、4 目土木費国庫補助金 1 節道路橋りょう費補助金 889 万円の減額補正は、歳出で説明いたしましたモーターグレーダー購入事業費の確定によるものであります。

次のページをお開きください。2 段目でございます、14 款道支出金 2 項道補助金 2 目民生費道補助金 4 節児童福祉費補助金 268 万 9,000 円の補正は、北海道による多子世帯の保育料軽減支援事業補助金で、第 2 子以降の 3 歳未満児の保育料を無償化するために市町村が負担する保育料に対するものであります。

下段の 4 目農林水産業費道補助金 1 節農業費補助金 40 万円の補正は、歳出で説明いたしました農業経営力向上支援事業に対する補助金であります。

一番下段の 16 款 1 項 1 目寄付金 1 節総務費寄付金中、公共施設等整備基金 3,000 円の補正は、本別町にお住まいの匿名の方から 2,804 円の指定寄付金でございます。

次の、個性あるふるさとづくり基金 2 千万円の補正は、旭川市にお住まいの 様からの指定寄付金でございます。

下段の 4 節教育費寄付金 20 万円の補正は、図書購入として、本別町北 4 丁目税理士法人 T A P 様からの指定寄付金でございます。

次のページをお願いいたします。上段でございます 18 款 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金 4,365 万 5,000 円の増額補正は、平成 28 年度繰越金確定額の一部を補正するものであります。

2 段下にあります、19 款諸収入 5 項 1 目 7 節雑入中、青年就農給付金返還金 150 万円の補正は、平成 28 年度青年就農給付金開始型に返還金が生じたことによるものであります。

一番下段、20 款 1 項町債 4 目土木債 1 節道路橋りょう債 430 万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

以上で歳入を終わりました、次に4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でありますが、1、変更、これは、事業費の確定により限度額を変更する内容でございます。

起債の目的、過疎対策事業、限度額、4億3,330万円を4億2,900万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成29年度本別町一般会計補正予算(第11回)の説明とさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 22ページになります、農業費の3目農業振興費中の19節の補助金の関係なのですが、100パーセントの道補助ということで、平たく言うと法人づくりのためのいろんなことに使う補助というふうに承ったつもりです。各農家に法人の関係の案内の文書がファックスで送られてきているというふうに思ってますけども、具体的にですね、この40万円で例えば講師を呼ぶだけのものなのか、それとももっと中身がいろいろあるのか、それからこの時点で町内の法人化を目指す農業者の数なんか捉えられているのかどうか、もう少し中身について伺いたいと思います。

議長(方川一郎君) 菊地農林課長。

農林課長(菊地 敦君) ただいまの阿保議員の御質問に対してお答えいたします。この農業経営向上支援事業につきましては何点かの対象事業があるのですが、今回につきましては農業経営の法人化の支援、内容につきましては、法人化をするにあたり、いわゆる経営の拡大や規模の拡大をするにあたり、営農集団や複数戸による法人化ですね、ですから一戸法人とか、そういうのは対象とはなりません。今回3戸で法人化する酪農の法人がありましたので、そういった規模拡大や今後の経営に資するというで、それは法人化に対する手続や、そういった経費も含めた中での支援対象となって、これは定額で40万円という内容ですので、今回につきましてはそういった複数戸法人の設立ということで対応をさせていただいているという内容になっております。

申しわけありませんけれども、法人化の戸数等については今把握をしてませんので、町内のね、今御質問にありました、法人化に向けた町内での戸数については、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。以上です。

議長(方川一郎君) 矢部隆之君。

1番(矢部隆之君) 1点、歳出の12ページ、総務費の関係で、一般管理費の中の8節報償費、弁護士に対する謝礼金50万円とありますけれども、これは先ほど町長の行政報告にあった部分の50万円なのかどうか、この内容についてお尋ねしたいと思います。

議長(方川一郎君) 村本総務課長。

総務課長(村本信幸君) 矢部議員の御質問にお答えをいたします。今お話しがありましたとおり、行政報告で報告させていただきました今後の法的手続きに関しまして、今回

補正を上げさせていただきましたのは、元職員の業務上横領によります損害賠償、請求訴訟に向けた準備のための費用としまして計上しております。以上です。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1 番（矢部隆之君） 今お話に出ましたのは損害賠償金ということで、損害金の法的手段を弁護士と協議をしてくだよということで、その損害金の考え方なのですが、これはちょっと町長なり副町長に答弁いただきたいのですが、12万3千円については不起訴の処分になったよということで、今明らかになっている部分については、30回以上というような文言が行政報告の中にもありますけれども、明らかになってる部分は何件もないと思うのですね。ですから、その損害金という部分の考え方、町として、三十数件調べるよと言うのか、どの辺の部分の損害金を指して、文言として損害金の協議を進めるよという考えなのか、その辺はどうなのですか。

議長（方川一郎君） 大和田副町長。

副町長（大和田 収君） 私のほうから答弁をさせていただきます。今回のまず損害賠償につきましては、今回の裁判で明らかになった部分の2件分で、ちょっと正確な金額はあれですけど、大体足しますと240万円か250万円位になると思います。これは裁判の中で明らかになりましたので、これはもう間違いのないということで本人も認めておりますので、その分については弁償のほうの手続に入っていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

4 番（大住啓一君） 今の若干関連で質問したいと思います。同じく12ページになりますが、報償費の50万円については大体今の質問答弁で理解をしました。それと先ほどの説明で、9節の旅費の関係で22万何がし、これはこの訴訟を起こすときに、どこかに出向いて行くから旅費がいるという解釈なのか、全く関係ないのか、それだけ。

議長（方川一郎君） 村本総務課長。

総務課長（村本信幸君） 大住議員の御質問にお答えをいたします。旅費の22万8,000円につきましては、今後、先ほど8節の中でも御説明をいたしましたけども、請求訴訟に向けて、まず弁護士事務所のほうとの相談を、こちらのほうから出向いて行うという部分と、これまでも行政報告等で報告しておりましたけども、退職手当組合の関係もございまして、それについても打ち合わせのために旅費を今回補正をしてございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4 番（大住啓一君） そういうことだろうと思いましたが、退職金の返還を求めて、これ札幌のほうに行かなければならないと思いますけれども、これは町長の答弁でも相当早い時期から求めていくということになっているのですね。それなぜ今頃になってね、旅費を22万円まとめて出てくるのか、その辺が全然理解できないと。

それと、弁護士との相談ということでございますけれども、これは訴訟というのですか、

告発というのですか、その前段の書類つくるまでですから、額にいたしましたらなんぼになるかわかりませんが、何もなかったら50万円もいらなければ旅費もいらないうことなのですよ。これ税金で70万円なり80万円弱のお金、支出するということでございますから、これは町民の皆さんに、1円の金でも税金ですから、説明していくというのが当たり前であって、まして退職金の返還を求めるといふことであれば、極端に言って、町民の皆さんから見れば当たり前のことを税金使っていかなければならないという、そういうことでよろしいのかということなのです。弁護士の部分については裁判を行うにあたって維持しなければならぬだとか、告訴状をつくったりするということになれば、それは専門的な知識もいりますから、その前段の打ち合わせはいいのですけれども、その辺の考え方がですね、行きあたりばったりというか、その辺の考え方どういふふうにお考えになってるかお聞きしたい。

議長（方川一郎君） 大和田副町長。

副町長（大和田 収君） 私のほうから答弁をさせていただきます。退職手当組合の返納手続については現在進めているところでございます。やはり退職手当組合との協議も必要ですし、退職手当組合の顧問弁護士との協議も必要になってくることも予想されますので、その部分の旅費を今回計上しております。

今回の損害賠償に関する弁護士の部分、それと合わせて退手組合との協議も、そういう形で何度か札幌のほうにという形で考えておりますので計上させた次第でございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 税金を横領されて、きのうの裁判でもありましたように、極めて異常な犯罪だという裁判長の認識でございます。ですから町としては失った財産は取り戻さなくてはならないということですから、これは訴訟を起こしたりするのは当たり前だと。私が言ってるのは、その都度その都度、また1月に臨時議会を開いて、また旅費が足りなくなっただとか、そういうことのないようにですね、やっていたかないと、こういう犯罪を起こしたことによって、また新たな税金を追給するという、その物の考え方がいかなものかということをお尋ねしてるのです。全部だめだという申し上げ方でなくて、その辺が行きあたりばったりで、もう退職金は返還求めていくのだというのは前回の定例会辺りから出てる話ですから。その辺を今になって、20万円が多いとか少ないというそういう問題でなくてですね、1円の税金でも執行する側の責任において、我々チェックする側の責任においてやっていかなければならないということですから、その辺の考え方、再度。

議長（方川一郎君） 大和田副町長。

副町長（大和田 収君） 大住議員おっしゃるとおりだと思います。私どももまず裁判を、弁償等につきましては、まず刑が確定をしないと動きがとれないという部分がありました。以前からも退手組合、それから弁護士との協議は、事前には話しはしております。この中で予算を執行する中で、現在の予算もありますので、その中を使いながら来ておりますし、また退手組合とはファックス、電話等で事前にも協議をしております。その中で、

経費はなるべくかけないような形で今取り組んでおりますが、2週間以内に控訴がなければ刑が確定してきますので、そうしますと、それに基づいて具体的な手続に入っていくというふうに考えております。そういう形で、今後予定される旅費の部分を計上したということで御理解いただきたいと思えます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 私も今のところで伺いたいと思えます。私も謝礼金50万円というところに引がかかるのですけれども、刑がきのう確定して今副町長がおっしゃったとおり、これからあと2週間後位ですか、どういうふうになるかということが見通しがつくのであろうとは思いますが、これも本当に納税されてる方から見るとね、なぜここでこういうお金を、20万円、50万円のお金をね、つぎ込まなければならないのかというのが、私は普通に考えるとあると思うのです。それで、これから損害賠償を求めると協議するということですので、私はですね、このことについてお尋ねしたいのですが、今までですね、いろんな経費がもちろんかかってますよね、職員の方が動くとか、裁判所に出向くとか、みんなそれ経費動いていると思うのです。そこまではいかなくてもですね、せめてこれから議会にかかってきてですね、それが認められてお金が使っていくというような範囲のところをね、合わせた損害賠償を求めるといような考え方があるのかどうかお尋ねしたいと思えます。

議長（方川一郎君） 大和田副町長。

副町長（大和田 収君） 刑事裁判の中で金額が確定をしております。この部分については、やはり町が損害を受けましたので、弁償の手続に入っていきたいと思えます。元職員につきましては弁護士がついておりますので、そうしますと私たちが法的な知識も余りありませんので、専門な、うちでお願いしている弁護士からそういうふうな弁償向けの事務をお願いしないと対応できないという部分がございます。そういう部分で今回、報償費の中で謝礼の部分で組んでおります。小笠原議員のおっしゃるとおり、町の税金を使って訴訟を起こすということでございますので、その部分については私どもも弁護士と一緒に、損害がありましたので、その部分についてはしっかりと弁償させるように進めていきたいというふうに考えてます。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 私申し上げたかったのですが、ちょっと私が求めていることと違っているのかなというふうに思うのです。私は議員として、多くの皆さんから支持をいただいてこの席にいます。税金を使うということに対する責任を重く感じております、私自身は。それでですね、こういうふうにして提案されているということをするなりとね、ああそうですねということにはならない、やっぱり町民の皆さんの代弁をさせていただく必要があると思えて発言をさせていただきました。

確かにですね、流れ的には理屈だと思えますよ。だけど、納税をしてる方の立場から言

うとね、納得が簡単にはいかないと思うのですね。納得をしていただけるような説明をして、それからお金の使い方をしていかなければ私はだめだと思ってるのですね。それで、今の副町長の答弁ですと、そのとおりですよ、確かに専門の方でなければだめだというのはありますよね。そうすると私はですね、少なくともそういうかかる経費をですね、元職員に対して賠償請求をするのだというところに立つことが私は大切なのではないかな、そうすると町民の皆さんも納得していただけるのではないかと私は思うのですが、いかがですか。

議長（方川一郎君） 大和田副町長。

副町長（大和田 収君） 今小笠原議員の御質問でございますが、これから弁護士のほうとも協議をしていきます。損害賠償金の額につきましては弁護士の意見をいただきながら、法的にどこまで請求できるかを含めて対応していきたいというふうに思います。私たちが受けた部分以外にも、そういう経費の部分までも協議をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） そのようにしていただければと思いますね。私この間、再三にわたってですね、町民の皆さんが受けた心労といいますかね、心の痛みだとか、それからよその町の人からですね、本別町民って聞かれて答えるのが辛いというようなことも、ずっと住民の方から聞かされておりましたので、それらのことも含めますとですね、本当に重大なことを犯してるんだということをやっぱりね、本人にわかってもらうためにもですね、それは範囲はあると思いますよ、理屈でいえば範囲はあると思いますね、損害賠償を求めるための範囲というのもあると思いますが、そういうところですねできるだけ、弁護士を通してなのかどうかはわかりませんが伝えてですね、改めてもらえるところは改めてもらうというようなところに立たなければ、私は何回も言ってますが、町民の皆さんはなかなか納得してくれないのではないと思うのですけれど、その辺はどうでしょうかね。

議長（方川一郎君） 大和田副町長。

副町長（大和田 収君） 本当にこのような重大な罪を犯しております。きのうの判決でも裁判長のほうからそのようなお話しがありました。私どもとしましても、やはり重大に受けております。賠償金についても、やはりその辺も全体を通して考えながら、弁護士の意見を参考に請求をしていきたいというふうに思っておりますし、これから私たち職員も、町民の皆さんの回復に向けて一丸となって頑張っていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどお願いをしたいというふうに思っております。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 16ページですね、社会福祉費20節扶助費の介護給付訓練等給付の補正の関係なのですが、説明では利用者増と処遇改善の加算の増というようなことが説明されていたと思うのですが、その処遇改善の部分についてですね、具体的に

どういう内容なのかお伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

保健福祉課長（飯山明美君） 高橋議員の御質問にお答えいたします。介護職員の方々の賃金を底上げしていくために、今介護の分野でも障がいの分野でも職員の処遇改善の取り組みが進められております。障がいの分野におきましても、ことしの4月からですね、処遇改善加算を取れる段階がかわって、きちんと、例えば研修を受けているですとか、あるいは勤めた中で勤務年数によって職位が上がっていくようなシステムを事業所の中でつくってるですとか、いくつかの要件をクリアしてる事業所については、最高で月1人当たり3万7,000円程度の加算がつくというような形になっております。ことしの4月からですので、本町の方が利用されておられる事業所さんについてもですね、そういう加算を取るようになってきてるということで、今回増額をさせていただきました。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号平成29年度本別町一般会計補正予算（第11回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号平成29年度本別町一般会計補正予算（第11回）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時35分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第8 議案第70号

議長（方川一郎君） 日程第8 議案第70号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第70号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）につきまして提案内容の御説明をさせていただきます。

今回の補正は、額の確定及び執行残によるものが主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,993万7,000円とするものでございます。

それでは事項別明細書により歳出から御説明いたします。5ページ、6ページをお願いいたします。

一番上段の1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料中、電算業務委託料、システム修正は5万6,000円の減となっておりますが、この中には国保制度の広域化に伴い北海道国保連への毎月の事業報告及び北海道への補助金・交付金の申請事務を道内一元化するためのシステム改修費70万円の増額が含まれており、全額国、道の調整交付金で賄われております。

続きまして歳入について御説明いたします。3ページ、4ページをお願いいたします。

1款国庫支出金2項国庫補助金1目1節財政調整交付金中、特別調整交付金のその他の部分ですけれども、これは16万6,000円の減額となっておりますが、この中には歳出で申し上げました、システム改修費に対する国からの調整交付金35万円の増額が含まれております。

続きまして、6款道支出金2項道補助金1目1節財政調整交付金35万円は、これは同じくシステム改修費に対する北海道からの財政調整交付金でございます。

以上、議案第70号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

ここで、一般会計補正予算の質疑に係る農業法人の答弁を農林課長から行います。

菊地農林課長。

農林課長(菊地 敦君) 先ほど阿保議員のほうから質問がありまして、保留をさせていただいておりました、町内における農業法人の数ですが、本別町内における農業法人数としては34戸、現在私たちが確認する法人数については34戸となっております。以上です。

#### 日程第9 議案第71号

議長(方川一郎君) 日程第9 議案第71号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 議案第71号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)につきまして提案内容の御説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,178万4,000円とするものでございます。

それでは事項別明細書により歳出から御説明いたします。5ページ、6ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金80万8,000円の減額は、北海道広域連合への負担金の額が確定したことによるものです。

続きまして歳入に移らせていただきます。3ページ、4ページをお願いいたします。2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節保険基盤安定繰入金96万2,000円は、一般会計繰入金を歳入歳出調整により減額するものでございます。

以上、議案71号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)の提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第72号

議長(方川一郎君) 日程第10 議案第72号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

保健福祉課長(飯山明美君) 議案第72号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、地域包括ケアプロジェクト推進事業の拡大、介護保険システム改修、ならびに介護予防・日常生活総合事業利用者の増加にともなう増額が主なものです。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,900万円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料676万円の補正は、今年度からスタートした地域包括ケアプロジェクト推進事業をより加速化するため、本別町の人材確保、育成の取り組みや良さを民間の視点から町外に発信するための、本別町の応援、宣伝サイトの作成、運用に関わる業務委託、ならびに平成30年4月施行分の介護保険システムの修正に係る委託料です。

次の4款地域支援事業費1項介護予防・日常生活支援総合事業費1目介護予防・日常生活支援総合事業費19節負担金補助及び交付金160万円の補正は、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問介護の利用者がふえたことにより増額するものです。

下段の5款1項1目基金積立金の補正は、介護予防・生活支援サービス事業の給付費の増額による調整です。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、3款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金の増額補正は、歳出で説明いたしました、介護予防・生活支援サービス費の増額による調整です。

3目事業費補助金46万円は、介護保険システム改修費にかかる補助金です。

2段目の4款支払基金交付金1項支払基金交付金2目地域支援事業交付金44万8,000円、及びその下の5款道支出金3項道補助金1目地域支援事業交付金20万円は、介護予防・生活支援サービス事業費の増額による調整です。

下段の7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節その他一般会計繰入金630万円の補正は、歳出で説明いたしました、平成30年4月施行の介護保険システム修正、ならびに、地方創生交付金の内示による地域包括ケアプロジェクト推進事業の拡大に伴うものです。

以上、平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 6ページですね、一般管理費委託料で、地域包括ケアプロジェクト推進事業について説明を受けたのですが、もう少し詳しくですね、内容について説明をお伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

保健福祉課長（飯山明美君） 高橋議員の御質問にお答えしたいと思います。この地域包括ケアプロジェクト推進事業につきましては、今年度から地域包括ケア研究所の協力のもと一体的に進めさせていただいておりますけれども、特に介護人材並びに医療人材の確保ということが、今うちの町では大きな課題になっているかなというふうに捉えております。そのことを受けまして、広く本別町の今の包括ケアの取り組みですとか、まちの良さですとか、そういうものを町内外に発信をしていくサイトを立ち上げて、全国各地いろんな方の目に止まるような形で本別に興味を持っていただいて、ゆくゆくはそれが移住、定住につながっていけばというふうに考えている、そういう内容のものです。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 介護とか医療もあるのでしょうか、人材確保についてはいろんな制度を設けてやっていますよね。その辺との連携というのはどういうふうに考えればよろしいのか。

議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

保健福祉課長（飯山明美君） 本別町で今いろいろな介護人材確保、あるいはことし初

めて星空キャンプという、医療従事者の方々とか学生さんに来ていただいた3日間のキャンプですとか、講演会、勉強会、いろんな取り組みをしております。それをこのサイトに載せていくことで、本別は田舎だけれどもいろんな勉強ができるとか、いろんなことができるんだということをですね、発信していく場にしたいというふうに考えておまして、今やっていることがもちろん町の広報紙等とかでもPR、町中には周知をしていきますけれども、外部向けに取り組みを発信する、専門に発信する、そういうイメージで考えております。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第73号

議長（方川一郎君） 日程第11 議案第73号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第73号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金確定によります調整並びに執行残の係数整理等が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,007万5,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。5ページ、6ページをお開き願います。

上段の2、歳出、1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費12節役務費10万5,000円の減額につきましては、介護給付費の請求方法変更によるものでございまして、これまで電話回線を使いながら介護報酬を北海道の国保連合協議会に請求をさせていただいていたわけなのですが、この切り替えが、電話回線からインターネットの切り替えの最終期限が平成31年3月までとなっておりまして、本年度当初予算で計上させていただいております。ただ、既存の庁舎内のインターネット回線を活用できるということも含めてですね、今回庁舎内の回線を利用させていただくことになりまして、減額をさせていただいております。

15節工事請負費5万4,000円、18節備品購入費1万7,000円の減額は、見積り合せ執行残による係数整理であります。

中段の2項居宅介護サービス事業費2目介護予防支援事業費28節繰出金7万7,000円の増額は、前年度繰越金の確定による地域支援事業費繰出額を調整するものであります。

3ページ、4ページにお戻り願います。

1、歳入、4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金471万5,000円の減額は、歳出で説明しました事業執行見込み並びに歳入前年度繰越金の増額により調整するものでございます。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金458万9,000円の増額は、平成28年度決算の確定によるものでございます。

6款諸収入1項1目1節雑入6,000円の増額は衆議院議員選挙不在者投票によるものであります。

7款財産収入1項財産売払収入1目1節物品売払収入2万1,000円の増額につきましては、公用車両売払によるものであります。

以上で、平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第7回)の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第74号

議長（方川一郎君） 日程第12 議案第74号平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 議案第74号平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ273万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,777万3,000円とするものであります。

事項別明細書により歳出から主なものを説明させていただきます。6ページの中段をお願いいたします。

歳出の1款1項簡易水道費2目維持修繕費15節工事請負費の内、勇足簡易水道の配水管工事83万7,000円の減額は、配水管の管種変更によるコスト削減によるものでございます。美里別簡易水道の機器更新工事115万6,000円の減額は、汎用品機種選定等によるコスト削減でございます。ほかは執行残によるものであります。

2款1項1目給水工事費16節原材料費、量水器の1万9,000円の増額は40ミリ1台増と新築住宅数に合わせた精査によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳入の3款財産収入2項財産売払収入1目1節物品売払収入の1万9,000円の増額は、歳出で説明した新築住宅数による増で、4款1項繰入金1目1節一般会計繰入金209万4,000円の減額補正は、収支の調整によるものであります。5款1項繰越金1目1節前年度繰越金の194万円の増額は、前年度の繰越金の確定によるものでございます。7款1項町債1目1節簡易水道事業債の260万円の減額は、水道管移設工事及び機器更新工事の執行残によるものです。

次に3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、簡易水道事業、限度額2,500万円を2,240万円に改めるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上、平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第3回)の説明とさせていただきます。どうぞ御審議よろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第3回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後 0時01分 休憩

午後 1時30分 再開

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第13 議案第75号

議長(方川一郎君) 日程第13 議案第75号平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長(大槻康有君) 議案第75号平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,234万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億399万3,000円とする内容でございます。

事項別明細書により歳出から説明いたします。6ページの下段をお願いいたします。

歳出の2款土木費1項下水道費1目下水道新設費15節工事請負費3,127万円の減額は社会資本整備総合交付金事業の国費の交付決定額の減による事業調整及び執行残による減額でございます。

そのほかについても執行残による減額になっております。

4ページをお願いいたします。

歳入の3款1項国庫補助金1目土木費国庫補助金1節下水道費補助金1,779万1,000円の減は、国費の交付決定額の減額によるものでございます。

4款1項繰入金1目1節一般会計繰入金467万6,000円の減額は、歳出で説明いたしました交付決定額の減、及び個別排水処理事業の収支の調整によるものでございます。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金の236万3,000円の増は、前年度の繰越金の確定による増額でございます。

7款1項町債1目土木債1節下水道債1,310万円の減は事業量の減によるものです。

3ページにお戻りください。

第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、公共下水道整備事業の限度額4,640万円を3,330万円に改めるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)の説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第76号

議長（方川一郎君） 日程第14 議案第76号平成29年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 議案第76号平成29年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第2条、平成29年度本別町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益第1項営業収益は16万1,000円を減額補正して、収入の総額を1億6,535万5,000円とするものであります。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は16万1,000円減額補正し、支出の総額を1億6,535万5,000円とするものであります。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中「6千868万2千円」を「6千642万5千円」に、「6千294万3千円」を「5千920万2千円」に、「573万9千円」を「722万3千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款資本的収入第1項企業債は830万円増額補正し、第2項国庫支出金を1,400万円を増額補正して、収入の総額を7,070万円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出第1項建設改良費は2,004万3,000円増額補正し、支出の総額を1億3,712万5,000円とするものでございます。

企業債。

第4条、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるものであります。

起債の目的、原水及び浄水施設整備事業の限度額1,140万円を920万円に改め、下段、配水施設整備改良事業の限度額3,700万円を3,170万円に改めるもので、2ページをお願いいたします。起債の目的、現年度発生地方公営企業災害復旧事業1,580万円を追加するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

予算説明書により主なものについて説明させていただきます。7ページをお願いいたし

ます。

支出の1款資本的支出1項建設改良費1目原水及び浄水施設整備費、工事請負費2,586万7,000円の増額は、台風18号の災害により被災した取水施設を復旧するためのものであります。

そのほかの減額については執行残によるものでございます。

上段の収入、1款資本的収入1項1目企業債830万円及び2項国庫支出金1目国庫補助金1,400万円の増額は、災害復旧工事施行に伴う収入として国庫補助金と企業債を増額するものでございます。

以上、平成29年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)の説明とさせていただきます。どうぞ御審議よろしくお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号平成29年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号平成29年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第77号

議長(方川一郎君) 日程第15 議案第77号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第7回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

国保病院事務長(藤野和幸君) 議案第77号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第7回)についてでございますが、説明の前に目の訂正をお願いいたします。5ページをお開きください。

下段 1 款病院事業費用 2 項医業外費用 1 目患者外給食材料費ですが、1 目を 2 目に訂正をお願いします。

大変失礼いたしました。

それでは、引き続きまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入では、上期実績に基づく入院及び外来収益の決算見込み、収益的支出では経費の調整が主な内容となっております。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 2 条の収益的収入及び支出であります。予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第 1 款病院事業収益、第 1 項医業収益を 6,885 万円減額、第 2 項医業外収益を 1,945 万 4,000 円増額し、収益の合計を 11 億 7,670 万 8,000 円とするものであります。

支出では、第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用を 761 万 1,000 円減額、第 2 項医業外費用を 28 万 8,000 円増額し、費用の合計を 12 億 7,385 万 1,000 円とするものであります。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与を 70 万 8,000 円増額し、7 億 8,978 万 9,000 円とするものであります。

第 4 条、他会計からの補助金ですが、医師看護師等研究研修経費を 4 万 6,000 円減額し、295 万 4,000 円とするものでございます。

第 5 条、たな卸資産の購入限度額ですが、1 億 7,792 万円を 1 億 9,273 万円に改めるものでございます。

次に 3 ページ、4 ページをお願いします。

補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の収入では、1 款病院事業収益 1 項医業収益 1 目入院収益 5,577 万 5,000 円の減額、及び 2 目外来収益 3,432 万 5,000 円の減額につきましては、上期の実績を勘案し補正するもので、当初予算と対比しますと、入院は 1 日平均患者数で約 5.1 人減の 47.9 人、また、外来の 1 日平均患者数は約 35.5 人減の 181.5 人で、共に現行予算を下回る状況と見込まれる事から、今回減額補正するものであります。今回の補正後数値を前年度決算と比較いたしますと、入院では 4,959 万 2,000 円の増、外来では 203 万 5,000 円の増で、入院・外来収益の決算見込み額は 5,162 万 7,000 円増の 7 億 6,967 万 7,000 円となる見込みでございます。

3 目その他医業収益 3 節一般会計負担金 2,411 万 4,000 円の増額及び一番下段の 2 項医業外収益 3 目負担金交付金 1 節一般会計負担金 1,950 万円の増は、入院・外来収益の決算見込みの状況を踏まえ、一般会計から繰入基準に基づき繰入れを行うものであります。

また、1 段戻りまして 2 目他会計補助金 1 節一般会計補助金 4 万 6,000 円の減は、医師看護師等研究研修に要する経費の一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

次に5ページ、6ページをお願いします。

収益的支出、1款病院事業費用1項医業費用1目給与費3節賃金は70万8,000円の増額ですが、嘱託、臨時、パート職員賃金の決算見込みによるものです。

2目材料費1節薬品費588万円の増額につきましては決算見込みによるもので、入院患者の増によるものです。

3目経費2節報償費367万3,000円の減額は、外来診療支援や医師の休暇、学会、出張等の日直、当直依頼件数の減少によるものです。7節光熱水費165万4,000円の減額は決算見込みによるもの。8節燃料費232万9,000円の増額は単価の上昇による決算見込みによるものです。11節修繕費60万2,000円の増額は、上部消化管内視鏡の修理を行うものです。13節賃借料337万円の減額は、ハイヤー借上料及び在宅酸素濃縮装置借上料が減となる見込みのためです。15節委託料858万6,000円の減は、病院施設管理・敷地内環境整備の院内清掃分を委託からパート職員の直営に切り替えたことによる委託料の639万1,000円の減。その他は決算見込みによる調整を図ったものです。19節雑費15万3,000円の増は、短期雇用臨時看護師派遣延長に伴います、手数料の増によるものです。

一番下段、2項医業外費用2目患者外給食材料費28万8,000円の増ですが、職員の給食提供数の増加によるものです。

7ページに給与費明細書を添付しておりますが、臨時、パート職員の異動などに伴う調整で、増減等の説明は省略させていただきます。

以上、平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第7回)の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は収益的収入及び支出、他会計からの補助金など一括とします。

矢部隆之君。

1番(矢部隆之君) 1点。3ページ、4ページの中で、今収入の関係で明細いろいろ、決算見込みでお話しされたのですが、当初見込みより5千万円位ショートするよという中で、入院だとか外来の人数のお話しがありましたけれど、外来で35.5人減になってるよという説明だったと思うのですが、この要因というのはどんなふうに捉えていますか。

議長(方川一郎君) 藤野病院事務長。

病院事務長(藤野和幸君) 矢部議員の御質問にお答えいたします。外来患者数の減でございますが、こちらにつきましては、内科、外科とも10月末で大幅に減少している状況でございます。内科で対前年462人減、8.3パーセント減、また外科につきましては、対前年10月末で993人、8.3パーセント減という状況になっております。こちらにつきましては、大きな要因といたしましては人口の減少などもあります。今年度、2月と3月に医師の交替がございまして、医師への患者さんの定着がまだ結びついていないの

かなと考えているところでございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）については、原案のとおり可決されました。

#### 散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日、12月6日から11日までの6日間は休会であり、12月12日午前10時再開であります。

これをもって、通知済みとします。

なお、一般質問の通告は12月7日正午をもって締め切ります。

質問のある方は締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 1時52分）

# 平成29年本別町議会第4回定例会会議録(第2号)

平成29年12月12日(火曜日) 午前10時00分開議

## 議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 一般質問

## 会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 一般質問

## 出席議員(10名)

- |    |     |        |     |     |       |
|----|-----|--------|-----|-----|-------|
| 議長 | 12番 | 方川一郎君  | 副議長 | 11番 | 高橋利勝君 |
|    | 1番  | 矢部隆之君  |     | 2番  | 藤田直美君 |
|    | 3番  | 篠原義彦君  |     | 4番  | 大住啓一君 |
|    | 5番  | 山西二三夫君 |     | 6番  | 黒山久男君 |
|    | 7番  | 小笠原良美君 |     | 10番 | 阿保静夫君 |

## 欠席議員(2名)

- |    |       |    |     |
|----|-------|----|-----|
| 8番 | 方川英一君 | 9番 | 林武君 |
|----|-------|----|-----|

## 説明のため出席した者の職氏名

- |             |        |         |       |
|-------------|--------|---------|-------|
| 町長          | 高橋正夫君  | 副町長     | 大和田収君 |
| 会計管理者       | 毛利俊夫君  | 総務課長    | 村本信幸君 |
| 農林課長        | 菊地敦君   | 保健福祉課長  | 飯山明美君 |
| 住民課長        | 千葉輝男君  | 子ども未来課長 | 大橋堅次君 |
| 建設水道課長      | 大槻康有君  | 企画振興課長  | 高橋哲也君 |
| 老人ホーム所長     | 井戸川一美君 | 国保病院事務長 | 藤野和幸君 |
| 総務課主幹       | 小坂祐司君  | 総務課長補佐  | 三品正哉君 |
| 建設水道課長補佐    | 小出勝栄君  | 教育長     | 中野博文君 |
| 教育次長        | 佐々木基裕君 | 社会教育課長  | 阿部秀幸君 |
| 学校給食共同調理場所長 | 久保良一君  | 農委事務局長  | 郡弘幸君  |
| 代表監査委員      | 畑山一洋君  | 選管事務局長  | 村本信幸君 |

## 職務のため議場に出席した者の職氏名

- |      |       |        |       |
|------|-------|--------|-------|
| 事務局長 | 鷲巢正樹君 | 総務担当主査 | 塚谷直人君 |
|------|-------|--------|-------|

議長（方川一郎君） 開会前に、方川英一君、及び林武君から欠席する旨の届け出がありましたので、報告しておきます。

次に、議会広報取材のため写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

開議宣告（午前１０時００分）

#### 開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

#### 日程第１ 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第１ 議会運営委員会副委員長から報告を行います。

議会運営委員会副委員長阿保静夫君、御登壇ください。

議会運営委員会副委員長（阿保静夫君）〔登壇〕 おはようございます。

報告いたします。

議会の運営に関する事項、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までには２件の提出がありました。

道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書、日欧EPA「大枠合意」の全容を明らかにし、先行的な暫定発行をしないことを求める意見書については、あす、１３日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

#### 日程第２ 一般質問

議長（方川一郎君） 日程第２ 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

１１番高橋利勝君。

１１番（高橋利勝君） 議長の許可をいただきましたので、通告をいたしました１問について質問させていただきます。

町民参加のまちづくりの推進についてであります。町長は１０月定例会において、６期目のまちづくりビジョンとして、共生・協働の安心と活力と夢あふれるまちづくりについて、施政方針で述べていますが、町民参加のまちづくりの推進を求めて、以下、２点についてお伺いします。

１点目ですが、第６次総合計画では、町民参加のまちづくりとして、仮称自治基本条例の制定が掲げられています。また、町長は、６期目に臨むにあたって、高橋正夫の元気まち宣言でも、町民と行政の役割と参加の仕組みづくりを進め、公平で透明性の高いまちづくりをするため、町民とともに自治基本条例の制定をしますと掲げてあ

りました。しかし、自治基本条例については、これまでも何度か議論があり、議会と協議を重ねてきましたが、制定に至っていません。

私は、自治基本条例の制定は、町長のモットーとしている協働のまちづくりの最たるものであり、また、元職員の不祥事の反省のもとに、町政に活路を見出すことができるのではないかと考えていますが、その点についてまずお伺いします。

次に、2点目ですが、これにつきましても、町長は施政方針の中では、まちづくりの主要施策の推進として、1、まちに活力と雇用、2、暮らしに安全、安心を、3、子供に夢と未来を、4、自主自立のまちづくりを掲げています。

これらの推進にあたっては、男性はもちろんですが、例えば1のまちに活力と雇用については、女性の起業家の育成、暮らしに安全、安心については、医療、介護の職場では多くの女性の方が働いています。子供に夢と未来については、ことの是非はありますが、お母さんの役割は子育てとして大きいものがあります。また、自主自立のまちづくりについても、今日の町内会を初め地域における女性の活動のウエートが高まっています。このように、女性がまちづくりに果たす役割は大きいと思います。

そこで、過去にありました、女性未来会議のような横断的な女性まちづくり会議を組織し、まちづくりに取り組んでいく考えがないか。

以上、2点についてお伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の町民参加のまちづくりの推進についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、1問目の自治基本条例の制定ですが、平成12年の地方分権一括法の施行以来、地域のことは地域で決める、自己決定、自己責任の考え方を背景にしながら、自治体運営の根拠となる基本的事項を定める条例として、平成13年4月に、北海道ではニセコ町におけるまちづくり基本条例、これが最初の制定ということで、その後、全国で369の自治体ということで、今、この基本条例がなっています。道内では57の市町村、十勝管内では7市町村となっていますが、あわせて、本町も、御質問にありますように、この基本条例を制定すべく、それぞれ協議をしまいいりました。できれば議会と一緒にということで今まで進んでいきましたが、議会がそれぞれ先行して条例を制定いただいたということでありまして、私どもの、御質問の基本条例については、今の状況についてまたお話をさせていただきたいと思います。

御質問の基本条例につきましても、住民の定義に関することだとか、また、住民投票など、現行の地方自治における二代表制としての整合性、また、これらを整備すべき課題もありまして、条例に規定されている項目の多くが地方自治法に包括されている、これらのことも踏まえながら、必要性や問題点、さまざまな考え方を示したところではありますが、その内容と趣旨といたしましては、地方自治法を抜粋、また、再整理をして、また、再確認を促す内容となっているものと受けとめながら、本町にお

きましては、総合計画策定時に、審議会の条例を初め情報公開条例など、町民がさまざまな場面で容易にまちづくりに参加できる制度は既に整備を進めてきたところであり、

今後もこの地方分権の流れをくみながら、複雑化、高度化する社会の課題に対応すべく、町内のさまざまな個人や団体との連携はもとよりですが、町民や議会及び行政が連携しながら、その特性に応じて役割と責任を分担する協働のまちづくりを現在進めているところであります。

したがいまして、自治体運営の根拠となります基本的事項を定める条例である自治基本条例の制定を進めるという必要性は十分に認識をしているところでありますので、自治基本条例のかなめとされる住民と協働によるまちづくりをさらにどのように明確に位置づけをしていくか、また、それを保障していくか、真に住民にとって必要な条例というのはどのような内容かという点を焦点に、自治基本条例における項目の整理を始め、町民の方々にわかりやすく、親しみやすく、議論に参加できるよう、制定の必要性や論点整理をしながら、条例としての有意性、実効性が高くなるべく、調査を継続して、制定時期やその内容について、今、方向性を見きわめることとしております。

次に、2問目の、横断的な女性まちづくり会議を組織する考えについてですが、以前は、まさに本別みらい女性会議が設置をされて、それぞれ平成6年から16年まで、女性の視点と、また、それぞれの立場でこれに参画していただいたという経緯がありますが、これらまちづくり全般に関して女性のみで組織する諮問機能的な団体は、その後、設けてはいないという状況でありますけれども、この間、平成11年6月から施行されました男女共同参画社会基本法では、男女が社会的な対等な構成員として、みずからの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参加する機会の確保を目指すとしておりまして、男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的に利益を享受することができる、かつ、ともに責任を担うべき社会の考え方に移行したところであります。これらのことも踏まえながら、組織形成に、また、従前の男女の固定的な役割分担を反映し、中立で、これらに影響を及ぼすことのないよう、また、男女共同参画社会の形成を阻害することがないように、各種審議会、各種委員会などにおいては、男女の構成比率に十分に意を注ぎながら、幅広く町民の皆さんの御意見を聴取するなどの施策の企画、立案、政策決定を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 再質問させていただきます。

まず、1点目の自治基本条例の関係ですが、今、これまでの経過とか、その趣旨等について答弁をいただきました。

この答弁については、これまでも自治基本条例の協議の中でそれぞれ確認をしてきたところですが、私は、先ほども言いましたように、協働のまちづくりという意味では、今の町長の答弁にもありましたけれども、やっぱり行政と町民が協働してつくっていくということになるわけでありまして、そういう意味では、この協働のまちづくりのバックホーンというか、基本として、自治基本条例の制定というのは大切ではないかと思っています。

それと、先ほど言いましたが、今、元職員の不祥事をめぐって、町民の間には町政に対するいろいろな意見がございます。私は、これらの反省も踏まえて、この自治基本条例の制定を通じて、行政と町民が信頼をつくっていくという意味でも、この自治基本条例の制定に向けて取り組むということが大事でないかと思っていますし、また、第6次総合計画は、もう何年もありません。やっぱり計画の中で掲載されて、そして協議をしていた中身ですから、最低でも総合計画が終わる前に、自治基本条例制定について、できるような努力をする必要があると思いますが、その点について、もう一度考えをお伺いします。

2点目についてでありますけれども、男女共同参画基本法のことを言われました。もちろん基本的にはそういった考え方に立って物事を進めていくということが大事であります。ただ、私は、今の現状の中でいくと、女性のいろいろな意味での活躍というのが大変受けとめているわけでありまして、最近では子育て支援ということがあって、ほかの町村も含めて、ママさんサポート的な、そういうサークルがどんどんみずからの子育てについて取り組むと同時に、まちづくりについて積極的に提言をしているようなことを聞いたこともあります。

そのようなことを含めていきますと、私は、女性が活躍をするということについては、まだまだ伸びしろがあるかと思っています。その女性たちが横断的に会議をつくるなり、まちづくりに積極的に参加をして取り組んでも、現状の今の社会の中でいくと、果たして男女共同参画基本法のような姿勢まで届くのかどうかというぐらいの、やはり女性に対する不十分さを持っていると受けとめていますし、さきに言いましたように、そういう意味では伸びしろがあるのではないかということで、やはりまちづくりの一つの活力として、女性の力を活用するといいますか、力を得るといとか、そういうような形で取り組むために、そういった活動をしている人たち、いろいろな場で活動しているわけですから、そういう人たちが一堂に会して、やっぱり本別町のまちづくりについて提言をいただくような、そういう姿勢というのもあっていいのではないかと思うのですが、その点についてもう一度お伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきます。

まず、基本条例の制定の関係ですが、それぞれ今までも、先ほども少し答弁させていただきましたけれども、検討してきました。今、御質問にありますように、6期計

画の中で、この制定を目指すということに計画しておりますので、これはしっかりと進めていかなければならないというふうに思っていますし、そういう意味では、今までの最初からやってきた部分についての流れからいうと、自治法との関連も含めて整理をしながら、どの部分を突出してというか、基本条例に生かしていくかということも、今、注視をしているところであります。本格的に、今、職員の中でワーキングチーム等も設定をして、なるべく早い時期に制定に向けての方向性というか、内容を精査、整理をして、しっかりと制定できるように努力していくと、こういうことにさせていただいておりますので、それも6期の中というのですが、ぎりぎりになっては意味がありませんので、なるべくそれが町民の皆さんにもしっかりと浸透できるぐらいの期間も考えながら、この制定に向けては前向きに十分協議を進めていきたい、というふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

2点目の女性の活躍の場ですが、それぞれ今までも担ってきまされたけれども、やはりなかなか世代を超えて、また、横断的にやるということも今まではなってきたけれども、なかなか今の現状という流れからすると、そこに若い世代の女性の方の意見というものが、今御質問がありましたように、子育て含めて、中心となって、今それぞれ多くの会議をさせていただいています。それを、特に子ども・子育て会議だとか、ママサポートクラブだとか、それぞれ若い女性たちが自主的に頑張っている、それぞれサークルをつくっていることもありますから、御質問にありますように、それらの本当に自主的に頑張っている、そのような女性の中心となる会議なども、しっかりと一堂に会して、それぞれまた大きな意見として、また、大きな取り組みとして全体に広がっていけるような、そういう場も、ぜひ私ども一緒になってその場面をつくっていかねばならないというふうに思っております。

今までそれぞれまちの中では、それぞれのJAだとか商工会だとか、また、市街地区女性部だとか、女性部を統一した連合会もありましたけれども、その連合会がそれぞれ独自の活動をしていくということで、一たん区切りをつけたということもある、そういう歴史の中にありますから、それらも含めて、やっぱり女性が活躍するというか、女性がそれぞれ持っている感性だとか、それぞれ課題だとか、悩みだとか、いろいろ含めて課題などもしっかりと横断的に協議できる場はしっかりと持つことは大事だなというふうに思っておりますが、行政主導でやるというものについては、やっぱりちょっとなかなか今までの経験からして難しい面もありますので、先ほど御質問いただいたような、それぞれ自主的にそういう団体や、また、サークルや協議会を持っているところも含めて、しっかりと連携をしながら、そういう意見を多く取り入れて、また、聞く場を持ちながら広めていく、こういうふうな方向をしっかりとっていければなと思っておりますので、この辺についても、またそれぞれ大事な会議ですから、しっかりと担っていかねばならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 1問目の自治基本条例ですが、自治法との関係が強調されていますけれども、私は、先ほども言いましたように、行政と町民が協働して、この条例をつくるために協議をしていくということが軸であるべきだと思います。その議論の中で、自治法との関係をどう克服していくかということになるのではないかと思う。自治法ありきということになりますと、これはまたそれぞれの協働のまちづくりの中の議論というのは大変狭いものになってしまうような気がしますので、その辺のところは、町民と、先ほどから言っていますように、行政の協働という立場で、答弁も同じようなことを言っているのかもしれませんが、そこを軸にしてというふうに思うのですが、その点についてどのように考えるか、お伺いします。

2点目の女性の組織ということですが、先ほど答弁にも出ていましたけれども、みらい女性会議ですね。今はなくなってしまいましたけれども、当初、多くの女性の人が集まって、いろいろな議論をしていたのが非常に印象的でした。まちづくりの中では大変私は印象的だったわけです。それぞれのいろいろな団体、組織ということも含めてあるわけですが、それはそれとして、行政の中できちっと受けとめていかなければならない部分があるわけですが、もう少し、言われているように、行政が主導でないということになるわけですが、民の活力という立場で、そういったことを、町が組織化するというのではなくて、やはりそういうような議論をして、立ち上がっていける人たちにサポートするような取り組みというのが大事だと思うのですが、その点についてもう一度お伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 自治基本条例の関係ですが、まさに御質問いただいているとおりだというふうに受けとめておりますから、それで、協議をいただく場、やっぱりそういう検討する場面もつくらなければなりませんので、そのためにも、自治法との関連を整理、精査して、そしてどの部分を協議をいただきながら、基本条例に中心として持っていくのか、こういう議論をしっかりと内部でワーキングで固めながら、そして住民の皆さん方に参加をいただきながら、この制定に向けて協議をしていくと、このように今、準備を進めていきたいなというふうに思っておりますので、この辺も、いただいた御質問の趣旨はそのとおりでありますので、しっかりと努力させていただきたいなと思います。

2点目の、特に女性の活躍の場、また、それぞれお話しした、民の活力というお話をいただきましたけれども、さらにこのことについては、私ども、今までもそれぞれの会議の中でも求めてきているところでもあるし、私ども自身もそのような女性の、特に若い女性の、お母さん方含めて、そういう組織もさせていただいておりますので、それらが横断的にきちっとまた、私どもが主導するとかではなくて、しっかりと活躍

いただいている皆さん方が横断的に統一して、またそれぞれの協議ができるような、そういう場をしっかりと持っていきたいなというふうに思います。できれば、例えばの例ですが、それぞれ障がい者団体が組織していますチャレンジド・ネットワークだとか、このような組織的なこともイメージしながら、女性の活躍の場、そして大いに議論できる場をつくらせていただければと思っています。今、私どもも、北の輝く女性応援会議などということ、北海道を挙げて、今、それを組織しているのですが、この世の中、どこもそうですけれども、女性が活躍いただける、女性がいなければ、本当に産業も家庭も、また教育も、また福祉部門も成り立たないというのはどこも当たり前のことなものですけれども、そのこの当たり前のところが、意見や、また願いや思いがしっかりと共有できて、それがしっかりとまた課題や問題の解決に向けていければ、そしてまた、そのことがまちづくりにしっかりと生かされる、そういう組織というか団体のあり方をしっかりと担って、主導ではありませんけれども、それらを含めて協働でつくっていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

11番（高橋利勝君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、6番黒山久男君。

6番（黒山久男君） 議長のお許しを得ましたので、通告しております1問についてお尋ねいたします。

高齢化が進む中での本町の交通安全対策についてでございます。

高齢者の交通事故が増加し、社会問題となっております。交通安全啓発活動や交通指導を積極的に行っている組織の活動が厳しい状況になっております。本別町交通安全推進委員会がございまして、本町としての交通安全対策の考え方について伺います。

本町の交通安全対策は、38団体で構成されています本別町交通安全推進委員会を中心に進められています。しかし、構成組織には、高齢化が進み、組織の存続が危ぶまれている団体があります。これらの組織は、行政の直接的組織ではありませんが、本町の交通安全対策には欠かせない組織と思われるので、町長の考えを伺います。

まず1点目ですけれども、交通安全指導員会は、現在12名で、推進委員会の会長であります本別町長より委嘱をされて活動をしています。平均年齢は70歳を超え、各種事業への出勤も大変と伺っています。今後の組織の存続をどのように考えているか、伺います。

2点目でございますけれども、結成して38年を経過した本別町交通安全母の会は、現在7名で活動しています。結成40年をめぐり解散を考えていると伺っております。交通安全は家庭からの普及活動の展開は何としても必要と考えますが、町長の考え方を伺います。よろしくお願ひします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 黒山議員の高齢化が進む中で本町の交通安全対策についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の交通安全指導員につきましては、昭和43年に会員28名で発足して、最大というか、一番指導員が多く構成されていたころは50名を超える会員の皆さんがそれぞれ在職していただいた時期もありました。しかし、御質問にありますように、会員数が年々高齢化により退会して、また、新しく担っていただく方のなり手がなかなか見つからないということで、年々会員が減少して、現在12名ということになっているところであります。最近では、入会の呼びかけもさせていただいていますが、昨年、2名の方が新たに入会をされました。それぞれ担当の職員も含めて、また、会員の皆さんもそれぞれ声かけをしていただいているところなのですが、なかなかそれが会員増には結びつかないというのが現状であります。これらの交通安全指導員については、本当に登校時の街頭指導だとか、また、各小学校での交通安全教室、また、つつじ祭りや、きらめきタウンフェスティバルとか、大きなイベントのときには本当に朝からずっと交通指導いただくということで、私ども、ともすればいつもいてくれるのが当たり前だというふうに思っているぐらい、本当に献身的に交通指導にあたっただけでございますから、まことに感謝に堪えないところであります。また、交通事故防止や交通道德の向上にもさらにまた大きな役割を果たしていただいておりますから、何と申しても指導員の皆さん方には、今後とも元気いっぱい頑張っただけ、そういう会員の増も含めて取り組んでいきたいなというふうに思っていますが、今申し上げたように、なかなか声かけをしても、現職の人では、朝の交通指導などがあっても、なかなかそこに参画をいただけないとかということもあるのですが、少しでも交通安全指導員の皆さん方の歴史の重みも大切にしながら、会員の増加に向けて、我々も存続に向けてしっかりと努力させていただきたいなというふうに考えておりますし、また、今、しっかり頑張っただけ、12名の会員の皆さんにも、これからも引き続きまた御指導いただくように、さらにまた、これらに向けてもお話をしっかりと伺いながら努めていきたいなというふうに思っています。

2点目の交通安全母の会につきましては、53年の6月に結成をされて、もともとはこぐまクラブからの出発点なのですが、こぐまクラブが終わった後に、やっぱり家庭の中からしっかりと交通安全の思想を高めようと、家庭の中から絶対に家族を事故に遭わせないというようなことを含めて、交通安全は家庭からというキャッチフレーズを持ちながら母の会を結成していただけて、大変な活躍をいただけています。

特に近年は、高齢者の交通安全教室だとか、また、道警からの協力や安全協会の協力をいただきながら、大きな実践的な指導もしていただいたり、また、道警の音楽隊で交通安全の啓蒙、啓発に大変な役割を担っていただいたりして、本当に大変感謝しています。

2年前からですか、40年を契機に、母の会も一応歴史に幕をおろすと、こういう

ことですとお話がありました。そういうことも含めて、ここ一昨年から、会員の皆さんがちょうど半減したというか、今、7名で、発足当時の母の会の皆さんが、40年を節目に、それまではしっかり頑張るということで頑張っていたいて、先日の人の波運動のときもそうですけれども、先頭に立って交通指導をしていただいているということではありますが、今後、40年で母の会が解散するということですが、もともとは、先ほど言いましたけれども、母の会はこぐまクラブから発展的にできていったものでありますから、この母の会の思いや理念も、またこぐまクラブに、仙美里、勇足、本別もしっかりとまた現存して頑張っていると思いますので、ここにもまたその思いを継承していただきながら、また、最近では認定こども園や勇足、仙美里の保育所、これを含めて、しっかりとまた交通安全は家庭からの精神を引き継いで、こぐまクラブが行う集合訓練なども含めて、またここにお世話になりながら、しっかりと交通安全の教育を担っていただける支援を続けさせていただきたいというふうに思っています。改めて母の会には本当に心から感謝を申し上げて、その思いをしっかりと引き継ぐ、こういうことも含めて、また皆さんにもお話しさせていただきたいと思っております。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 黒山久男君。

6番（黒山久男君） 再質問をさせていただきます。

1点目の交通安全指導員会の関係でございますけれども、今、町長からもお話がありましたけれども、ピーク時は50名ぐらいいたのですよね。今、12名ということで、これは昨年、2名が新たに加入をして、12名となっておりますけれども、今現在、1名が帯広に転出しているということと、もう1名については、体調が余り芳しくないで、各行事には参加できないという状況で、実質10名の取り組みなのです。それで、年齢的にも70歳を超えているということから、このまま推移していくと、完全に衰退してしまうというような状況でございます。

そういうことからすれば、本別町も第6次の総合計画の中に、交通安全に対する推進ということで、警察を中心としながら、各種団体と協力をしながら、本町の交通安全対策について推進していくということもうたっているわけですから、団体任せということではないかもしれませんが、そういうことではなく、積極的にその組織を守っていくということも私は必要かなと思っております。

そういった意味では、ほかの町村の話も伺っていますし、私は現実的に経験もしているのですが、各町村は、役場組織の退職者、そういう人だとか、各公務員の退職者も含めて、積極的に交通安全指導員の中に入れていくという状況になっております。

私も以前勤めていたところで、交通安全指導員になりたいのだと言ったときに、公務員は余り自由にならないから、委員になれないのだ、ならせていないのだというよ

うなことも伺っているのですよね。でも、こういった状況が続けば、そういったことも言ってもらえないと思うのですよ。ですから、やっぱり現職の役場職員もこの委員に入っている町村もあるのですね、調べてみますと。そういったことからすれば、もっともっと積極的にこの組織を存続していくということにしていくべきだと思いますけれども、再度町長の考えを伺いたいと思います。

2点目の交通安全母の会の部分は、これまた16名で発足して、ピーク時は30名いたということでもありますけれども、このままいけば来年度に解散という状況になってきております。交通安全は家庭からということで、母の会としても積極的に活動をしているみたいでございます。今年度の街頭啓発活動も終わりましたし、家庭訪問も終わったということをお伺いしております。そういった取り組みは何としても必要かと思っておりますし、先ほど町長のほうから、前身がこぐまクラブということでもありますけれども、この推進委員会には、それぞれこぐまクラブも参加しているわけですから、その中から積極的に何とかこういった今までやってきた母の会的な活動を継承していくという組織に持っていくべきだと思うのですけれども、その辺について、再度町長の考えを伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） まず1点目ですけれども、指導員の、本当に交通安全の推進委員会に加盟をいただいているというか、ここに参加をいただいている団体というのは非常に多いですから、本当に言ってみればまちを挙げて、職場から地域から家庭から、交通安全に対する思いというのが非常に高い意識を持ってそれぞれ頑張っている、本当にこれはほかにはないだけのものだというふうに、非常にこれは感謝をしているのですが、その中でも、本当に突出して主導的な役割をいただいているのが交通安全指導委員会だというふうに、それは間違いなことですから、その会員が本当に少なくなったというのは、確かに一部地区が途中でそっくり離れたということもあったり、いろいろ歴史の中で変遷はありますけれども、現実、本当に今、御質問のように高齢化になってきていますけれども、ただ、公務員だから入れないとか何とかというのは、今はそんなことはほとんどないというふうに思っていますけれども、なかなか現職で、今働いている人が皆さんと同じだけの活動ができるかということ、早朝の指導などなど含めては、やっぱりちょっと時間的にできないかということがあって、どうしてもそこは十分な参加の状況にならないということはあるのですけれども、職種を問わずに、本人がそういう意思を持っていただければ加入できるということは間違いなことでもありますから、これも含めて、会員の増強に向けては努力させていただきたいと思えます。

ちなみに、少ないですけれども、今、昨年退職した職員も入っていますし、その前の職員も入っていただいていますから、現職でどうかというのは、これはいろいろまた検討、協議しなければならないところでもありますけれども、交通指導という面では、

それぞれ担当も含めて、間違いなくイベントのときは職員挙げてやっていますから、それらの状況も勘案しながら、指導員の皆さん方とどう会員増強に向けて実効性を上げていくかということについては、しっかり展望を持ちながら努力させていただきたいと思えますし、御質問にありますように、指導員が特になくはない団体ですから、ここはしっかりとまたお願いをしながら、今後とも組織の存続に向けて努力させていただきたいなと思っています。

また、母の会と同じことでありますけれども、御質問にありましたように、母の会の担ってきた、この役割が、また、そういう理念も含めて、しっかりと推進委員会の中で、これがずっと継続できるような、そういう取り組みも、団体も含めて、またお願いをしながら、しっかり今まで本当に全力で頑張っていた母の会の思いを決してここで消すことのないように、しっかりまた対応をしながら、交通安全の対策に向けて全力を挙げていきたいなというふうに思えますので、そこら辺についてもまた御指導もいただければと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上、答弁といたします。

議長（方川一郎君） 黒山久男君。

6番（黒山久男君） 再々質問させていただきます。

2点目の交通安全母の会につきましては、これは存続はかなり難しいということは私も判断をしていますけれども、やっぱりそこにかわる、先ほど町長が言うように、活動だとかを継承していくような組織づくりにすべきと思っています。

ただ、交通安全指導員会、これ、今現在、先ほど言うように、12名委嘱されていますけれども、活動は10名しかやれないという状況の中で、今後、やっぱり本町の交通安全を考えたときに、どうなのかなという気がいたします。

そこで、推進委員会なのですけれども、38団体が加盟しているわけですから、そこから1名ずつ指導員として推薦いただければ38名になるという、単純な計算なのですけれども、なかなか難しいのですけれども、そういったことをすれば、これは存続可能と思っていますので、推進委員会の中でそういう呼びかけをしながら、何とかこの委員会の存続をすべきと思っていますので、そこら辺、再度御答弁をお願いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 母の会の思いというのはしっかりとそれぞれの団体に引き継いで、また今後もその思いを大事にして、交通安全に向かっていくと、このことはしっかりと継承していきたいなというふうに思えますし、そういう思いも込めて、40年ということで、節目として母の会が解散するということのお話をずっとお聞かせいただいていますので、しっかりその後も、今御質問のとおり、ここまで頑張っていたことがぱたっと火が消えることのないように、しっかり継承できるように、中身についても、またその思いを大事にしていきたいなというふうに思えます。

指導員の関係ですが、確かに38団体ありますから、1人ずつ行けば38人になるのですけれども、なかなか現実はそのいかないのが現実でありまして、それでも少しずつでも、本当に今頑張っている人も含めて、何としても交通安全指導員会が存続できる方法を考えながら、人材の育成、さらにまた、指導員としての会員になっていただくべく、この方法を十分にそれぞれの団体含めて協議をさせていただきながら対応していきたいなというふうに思っています。一つ一つ積み重ねていって、結果はどうなるかという、そんな簡単な見通しはないわけでありまして、そこは本当に、先ほどから申し上げています、大変重要な団体の大きな一つでありますから、しっかりと指導をいただく、この指導員会なくしては、やっぱり私どもの交通安全に対するそれぞれの日常の啓蒙や、子供たちの育成や、そしてまた、各種イベントなどなど含めても、これだけの活躍をさせていただいているものを、これからもその団体の火を消さないように、しっかりとまたそれぞれの立場の中からも参加をいただけるような努力をさせていただきたいなというふうに思いますので、またよろしく願いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 黒山久男君。

6番（黒山久男君） 最後に1点だけお聞きしますけれども、先日、新聞報道でありましたように、11月末日の道内交通事故死者数は137名で、月統計が残る1948年以降、最少であることが道警より発表されております。しかし、高齢者事故死は137名のうちの61人、44.5パーセントを占めておりますし、また、高齢者の歩行者が事故に遭った部分では、36名のうち20人が75歳以上の高齢者であるということが発表されております。このことによって、高齢者の免許証の早期返納も一つの大きな交通事故の抑制になるのではないかとということが道警のほうからも発表されているのですけれども、この問題については、3月の定例会で山西議員が質問をしておりますので、その後、何か本町で検討されているかどうかを伺ってみたいと思います。というのは、最近、新聞等で、各町村でもいろいろな施策が取り組まれているのが出ていますので、3月以降、山西議員の発言以降、何か新たなものが検討されているかどうか、伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 免許証の返納は、前に山西議員の御質問のときに答えたとおりでありまして、返納して、身分証明書のかわりになるような住基カードというものがあるのですけれども、そのほかについては、循環バスだとか、また、患者移送バスだとか、そういうものの中で、足の確保ということで進めているということでもありますから、特に返納してというか、この地域ではなかなか返納といっても、それぞれ家族の皆さんからもうそろそろという声が出て、返納する人ももちろん出てきていることは事実でありますから、また、みずからもうそろそろこれは返したらいいなという人も出てきていますけれども、それ以後の特別にそれに対して何かをするという対応

は、今までのとおりの対応になっているということであります。

6番（黒山久男君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番大住啓一君。

4番（大住啓一君） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました2問について質問をいたします。

それでは、1問目の人口減少対策に効果的な予算編成の考え方はについて質問いたします。

本別町の人口は、昭和34年の1万8,705人をピークに減少を続け、本年9月末では7,300人となっています。人口減少対策に効果的な予算編成を行うべきと思いますが、考え方をお伺いいたします。

自治体の人口は、各自治体運営の基礎となるもので、予算編成に大きなウエートを占める地方交付税を算出する上で重要な要素であると認識しております。町の最上級の計画である総合計画にも影響を与えております。近年には、人口減少が著しく、あらゆる施策に支障が出るのが危惧されております。

本定例会冒頭に、予算編成方針が行政報告されました。報告の中で、国の施策等が述べられておりますが、本町独自の方針が余り示されていないように思われます。年明けには示されるであろう地方財政計画を踏まえた中で、本町の基幹産業である農業を軸とした雇用を生み出す施策の展開を図り、人口減少対策の一助となる予算編成が必要だと思っておりますが、考え方をお伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の人口減少対策に効果的な予算編成の考え方についての質問であります。御質問のとおり、本町最大の財源であります地方交付税の算定にあたり、その単位となるのが国勢調査の人口でありまして、また、交付税算定の基準においては、従来の人口減少対策、地方創生の必要度から取り組みの成果に比重を置くように見直しが図られてきました。また、人口減少対策が本町の予算編成にとっても重要な要素となっていることも間違いのないことではあります。

このことを踏まえながら、地方交付税の大幅な削減が続く中で、創意工夫することで既存事業を再構築する、これも視野に入れながら、緊急かつ重要な事業を予算の編成に反映する、こういう方針の中で、本別町の個性と元気が発揮できるように、また発信できるよう、人口減少対策、地方創生を意識して、地域の特性を生かした魅力あふれるまちづくりに向けた予算編成を行うものとしております。

御質問にありますように、農業を軸とした雇用を生み出す施策の展開による人口減少対策でありますけれども、本町の農業は、地域経済を支える重要な基幹産業であることは言うまでもありませんが、農業の維持、拡大については、本町経済の活性化と雇用の創出に欠かすことのできない施策の一つでもあります。

本町の農業の現状は、世界的な自由貿易化の大変な取り組みをしていましたＴＰＰ、また、最近では２国のＥＰＡなど、自由貿易への先行きの不安や、さまざまな農業を取り巻く環境の変化もありながら、また、高齢化と農家戸数の減少ということで、農業センサスですが、この統計でも平成１７年から２８年の間で１１２戸が離農すると、このような現状になっているということでありまして、非常に農業の持続、継続については危ぶまれるような状況にもなってきているということも事実であります。

そんな中でも、農業生産の拡大、維持に向けて、関係機関と農業者との協力の中で、ＴＭＲセンターだとか、複数戸法人で規模拡大、これら含めて、今、新しい取り組みがされていることも事実であります。また、これらによって、これが複数化法人では、当初、２００頭から始まって、近いうちに、１年後、２年後の間には６００頭にするということでもありますから、こうなれば１０名以上の雇用が新たにまた必要になってくるということでありまして、そういう新たな雇用の拡大、さらにまた、ＴＭＲセンターも専属の事務だとか、また、それぞれ輸送業務などなど含めて、管理する職員含めて、ここも法人化の中で、また新たな雇用を生むということで、新たな雇用の創出が期待をされているというところでもあります。

その一方、そう言いながらも、本当にそれでは労働力が確保できるのかということになると、本当に現実、厳しい状況が続いている中で、何と云っても労働力、担い手の確保含めて、本町の基幹産業の農業をこれからも持続、継続するためには大きな課題となっていることも事実であります。

今後も人口減少対策、また、雇用の創出の施策として、農業を中心とした新規の就農対策、また、農福連携事業や、農作業の支援対策を推進しながら、農業基盤整備の維持拡大、さらに雇用の創出を図りながら、課題となっています農業労働者、労働力の確保に向けて、担い手を育成するために、農業大学校とも連携しながら、これは農業大学校とＪＡ本別と協力、連携しながら、それぞれ関係機関によります人材育成、担い手確保対策の具体的な施策の検討を始めているところでもあります。定住対策や移住促進事業と連携した取り組みとして、必要な予算の確保に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきながら、また御協力を賜りますようによろしくお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

４番（大住啓一君） 町長から細かく説明いただきました。

ちなみに、交付税、今、ことしの予算も大体一般会計で７０億円弱ということでございます。そのうち普通交付税が２７億円から２８億円、特別交付税が３億円から４

億円弱ということでございますから、約5割弱ぐらいの歳入の部分が交付税に頼らなければならないという自治体、本別町の中身かなと思います。

その中において、交付税は、町長の答弁にもありましたように、非常に大きな財源、当たり前のことでございます。その限られた財源の中で、どのように展開していくか。今、職員の方々が12月の下旬をめどに総務課の財政当局に年越しまでに予算を送りまして、年明け早々、副町長、町長の査定等がありまして、3月の定例議会で我々が審議させていただくというような流れになると思います。その中で、交付税が著しく減少してきている中、また、特別交付税に至っては、28年の災害復旧のめどがついたということでございますので、新年度、平成30年度においては、著しく減額になるのではないかなというふうに、私も素人かもしれませんが、危惧しているところでございます。

したがって、効率的な運用を図るということになれば、やはり雇用を何とか確保して、それから税の収入だとか、消費だとか、いろいろな展開を図っていくというの、一番タイムリーな政策でないかと思えますし、そういう施策を打つべきでないかというふうに考えているところでございます。限られた財源の中、また、税金でございますから、目に見える施策の展開ということでございます。

今、町長の答弁にもありましたとおりでございます。また、農業大学校の連携、これは農業大学校の生徒さんでも、1割から2割の方は新規に就農したいという方もいるやに聞いてございます。それらの方々の支援も、今の御答弁もありましたように、昭和30年中ごろには1,200戸ほどあった農家戸数が、今300戸切ってきているという状況でございますし、酪農家に至っては、もう60戸あるかないかということではないかというふうに認識はしてございます。それらを全面的に支えていって、町長の答弁にあった、福祉との連携、また、商工との連携云々も図っていくべきでないかというふうに考えているところでございます。

交付税の算定については、人口のパーセントがかなりのウエートを占めるということでございます。あと、道路の認定だとか、面積だとか、いろいろな要件がございます。当然、農家戸数も入ってきているところでございますので、一番大切な農家戸数、また、人口を維持していく、減少率を低く抑えるということが一番大変なことではないかなというふうに思っているところでございますので、その辺もあわせて、交付税の来年度における見込みを含めて、新しく農業の雇用になりますけれども、農業雇用を持っているコントラクターの関係等々について、どのようにお考えになっているのか。また、新たに移住だとか、そういう部分について、具体的な例が今示されるのであれば、お示しいただきたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 人口減少に伴う交付税の算定というのは、まさに御質問のとおりでありますから、厳しいのです。そのほかに、そのほかにというのは変ですけれ

ども、最近は交付税そのものを引き下げるといふ国の方針ですから、昨年は1億1,000万円程度、交付税が減額になりました。ことしは1億4,000万円。このままいったら、本当にどこまでいくのかなというような気もせざるを得ないような状況に今なってきているのですが、それに伴って、人口減ですから、当然、算定率も下がってきますから、交付税が予算に占めるのが4割強、5割弱ですから、本当に予算を編成するためには、この交付税が何と言っても唯一の自主財源ですから、非常に厳しいのはもちろんですが、その中で、御質問にありますように、やっぱり雇用の確保ということで、農業を中心としてということですから、これは本当に本町の経済を支える大事な産業ですから、この部分についてはまさにそのとおりだと思うのです。

でも、先ほど言いましたように、約11年で112戸も離農しているというような状況でありますし、御質問にありましたように、酪農家は、5年前は100戸はいたのですが、今はもう60戸を切る、59戸だとか60戸、そのぐらいに、搾乳家がそんなになってしまうということで、これは本当に乳量などからいくと、本町の大事な産業のシンボリックな酪農の工場だとか、さらに、製糖工場含めて大きな工場にもまた影響が出るのではないかなと思って、そんな心配もしているところです。

その中で、人材育成というのはどうするかということは今まで模索してきたのですが、今御質問にありましたように、農業大学の生徒さんが、あれだけ若い人たちのエネルギーが本町には大変な財産としてあるわけですから、そこは農業大学の校長先生方も初め、今、生徒さん方の約3割が非農家の方々がこの大学校に入学してきていると。卒業するときにも、やはり志が、農業に傾注して、できれば農業に携わっていきたいというのが、もちろんそういう希望が非常に多いと。その中で、生徒さん方の受け入れ体制含めても、町と何とか連携してできないものかという相談もいただきながら、私ども、逆にそのことは本当にありがたい相談ということで、JAとも協議して、仮称ですけれども、人材バンクみたいな、人材銀行みたいなものをつくって、例えばヘルパーさんだとか、また、今、酪農家の多くの人たちが農業大学生のアルバイトというか、支援で搾乳がされているということでありまして、そこをずっと継続してそのままその農家に就農している人も何名かいるようでありますから、そのような実態も踏まえながら、その研修も兼ねて、営農できるような、また、畑作でも、それを継承していけるような、そういうことも含めて、本町と全体の中でそれぞれ担い手として人材育成をする、そういう組織をつくって、例えばほかのまちにも必要だったら、そこにも派遣できるような、そんなことも含めて、今構想をつくりながら、検討していくということにしたいなというふうに思っています。

特に先ほど言いました複数戸法人だとかTMRセンターは、規模が大きくなれば、まだまだ人材が必要になってきますので、そこで働いてくれる、農大の卒業生であれば即戦力で働いてもらえますし、また、本人の農業関連にずっとつきたいという希望にも応えられるということで、非常にそのことについては私どもも期待をしながら、

人材を育成する協議を進めていこうというふうに思っています。

それらの中で、少しでも雇用の確保、また、農業の持続、継続についてしっかりやれるように、また、コントラも同じです。コントラも、今までは本当に隣のまちの人に畑をおこしてもらったとか、こっちの人にそれぞれコントラでお世話になっていたのですが、何とか自前で、町内でコントラを組織しようということを経験させていただきながらきましたけれども、このたび、今までのお世話になっていた企業も参入して、新しく法人をつかって、このコントラ事業を始めるということで、会社ができました。それで、ここにも本町の企業も加わっていますので、ここにもまた大きな役割が出てきますので、ここにもまたそれぞれの雇用があります。雇用があるのですけれども、そこもまた本当に人材が確保できるかということの心配もしているということも間違いのないことでもありますから、これらのコントラがしっかりとまた組織されていけば、通年の仕事も含めても、特に冬場の北海道糖業に対する企業の人材の支援なども含めて、大きく貢献できるのではないかなというふうに思っていますので、農業全体に、また、まちの中のそれぞれの求めている人材や、機動力にしっかりと貢献できるコントラができていくということは非常にありがたい話でありまして、これらも含めてしっかりとこれらのまちを支える産業として、私どもも積極的に参入しながら、行動力の確保、担い手の確保について図っていききたいなと思います。

具体的なものについては、担当のほうから具体的な事例を含めて答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地 敦君） それでは、具体的な部分について、私のほうから御答弁をさせていただきます。

大住議員の質問にあるように、雇用の確保、農業を中心として、大切な基幹産業の中で確保するというのが、やっぱり本町の経済を支える上で、そして人口減を抑制する上で本当に重要な形だと思っております。町長が答弁をしたとおり、現状もＪＡでのコントラクターの法人化、あわせてＴＭＲセンター、複数戸法人と、雇用は確保されてきている現状にもあります。これをより進めていく中で、さらなる雇用の創出というのは、やっぱり基幹産業であるからこそできていくものが展望として見えているのかなというふうに私も思っていますので、今後もそういった作業や労働力支援の組織の検討等を含めて行っていききたいと思ひます。

ただ、先ほど町長おっしゃったように、雇用の確保が大きな問題となっています。コントラクターにしてもＴＭＲセンターにしても、今後、雇用は伸びるのだけれども、いない、なかなか来ないということでもありますので、ぜひその辺は雇用の促進や移住事業とあわせながら、さまざまな環境の整備をしながら進めてまいりたいと思ひますし、そういった支援組織に対して、特にコントラクターについては、今後、そういった形で規模拡大がふえますので、今後も事業の拡大といった意味では、雇用の拡

大も含めて出てくるのかなど。具体的には、農協を中心としながらの法人ですので、ただ、そういった拡大に向けて、補助事業での機械の導入等含めた中で、コントラクター事業の活用等含めて、対応等も今後もさらに続けていきたいというふうに考えております。あわせて、TMR、そして複数戸法人については、これまでもお話をしていますが、うちの補助の条例等にありますが新規就農等の対策も含めた中で、できる限りの支援という形で今後も進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（方川一郎君） 村本総務課長。

総務課長（村本信幸君） 私のほうからは、来年度予算編成にあたっての普通交付税の考え方について答弁をさせていただきたいと思います。

大住議員御指摘のとおり、普通交付税に関しましては、平成28年度が約28億1,000万円であったものが、平成29年度では約26億7,000万円ということで、比較をいたしまして1億4,000万円の減、率としましては5.0パーセントの減というふうになっております。平成30年度の予算編成にあたりましては、11月に開催いたしました予算編成会議の中での試算といたしまして、普通交付税が大幅に減少することを想定しまして財政試算を行っております。普通交付税の額につきましては、平成29年度の決算比で約1億5,700万円、5.9パーセント減少するというのを想定しております。こういった状況でございますので、平成30年度の予算編成も厳しい状況になるかと思っておりますけれども、そういったこともいろいろな施策等検討しながら努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長の答弁、担当課長の答弁いただきました。私ももっともなことだと思います。財源が著しく減額していく中で、目に見えた施策を打つというのは、これは極めて大変なことだと思いますし、町長以下、幹部職員の方々のこれからの御努力、御尽力かと思っております。

この件について、まだ予算が出てきているわけでないので、これ以上の議論はいたしませんけれども、先ほど来から出ております農業大学校との連携ということでございます。先ほど3割が就農といたしますか、農業関係ということでございますので、全部とは言いませんけれども、その中で、畑に行くのか酪農に行くのかわかりませんが、それらの方々を新規就農としてここに根づいていただくというような思い切った施策も必要でないかと。それには、酪農であれば明治の工場もございまして、畑であれば北海道糖業もございまして、それらと連動する、また、農業の後継者がいなくなるのは、これはまちとして大きな問題になりますので、来年の予算に向けては、今、交付税等々のお話もありましたのですが、非常に大変だという認識はございますけれども、来年の予算に向けて、この辺、どのようにお考えなのか、町長のお考えを

お伺いしたいと。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 何と言っても、やっぱり人がいなければ成り立たない産業ですから、御質問のとおり、これは何とかしていかなければならない。いつも言うのですけれども、ずっと農協との協議があるのですけれども、言ってみれば本別沢からずっとイメージしてくださいと、釈迦に説法な話かもしれませんが、大体後継していただける者が本当に少なくなって、本別も、放棄地は出ていないにしても、本当にそんなに遠くない話になってしまうのではないかなと、そんな心配をしています。

そこで、先ほど言いましたような、農業大学校との協議ですけれども、大学校からの要請もあるのですけれども、3割が非農家の生徒さんになりました。その中で、就農したいという人がかなりの人数がいます。できれば本町でその受け皿になっていただけないでしょうかというようなことも含めてありました。これはぜひ私どもも、今御説明いただきましたように、人材バンクというような形の中で、畑作でいくのだったらどういうところで研修をするか、酪農であれば即研修できます。そのほかに、コントラだとか、例えば農協のそれぞれ部署の、例えば授精師として就職した生徒さんもいますし、すごく大活躍をいただいているところであります。それらを含めて、できれば研修農場、これらも含めて選定させていただきながら、この本別で多くの若い人材が就農して、また、その就農の準備ができるような、そういうものを、財源としては、それらについては、やっぱり農業振興基金、農協等含めて、1億3,000万円ほどになっていますから、決して原資をなくするというのではなくて、それらの有効的な基金の活用も含めて、何としても1人でも多くの担い手となる人材を育成していきたいなと、こんなふうに考えておりますので、またいろいろな取り組みをこのほかにもさせていただきますし、また、移住・定住も含めて、お試しもありますから、それらも含めてしっかり取り組んで、少しでも地元の営農にさらにまたはずみがつくような人材の育成をしていきたいなというふうに思っています。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） それでは、2問目の元町職員の実刑判決について質問いたします。

元職員は、本年5月に逮捕、起訴、この罪状は地方税法違反、加重収賄、業務上横領でございます。12月4日に、懲役3年6カ月、追徴金650万円の実刑判決が出されました。信頼の失墜は甚大だと思いますが、今後の対応についてお伺いいたします。

元職員の逮捕、起訴に関することにつきましては、その都度、行政報告や議員協議会で報告、説明を受けておりますが、失った信頼は余りにも大きく、町民の皆さんお一人お一人に多大な迷惑をかけ、また、役場職員の皆さんの士気にも大きく影響して

いるものと思います。

今定例会初日に行政報告があり、また、議員協議会においても説明がございました。今回の裁判結果を受け、町民の皆さんへの説明や、納税者の方々の相談をどのように進めていくのか、さらに、裁判長が業務上横領について、欠損処理により巧妙に発覚を防ぎ、私腹を肥やした卑劣なものと述べられておられます。これらのことをかんがみ、元町職員の起こした事件の責任をどのように感じ、御自身の処分をどのように対処するのか、お伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 大住議員の2問目の元町職員の実刑判決についての質問に答弁させていただきます。

元職員が、秘密の漏洩、加重収賄及び業務上横領ということで実刑判決を受けましたことについては、町といたしましても、この判決を厳粛に受けとめるとともに、事件の重大さを痛感しているところでもあります。また、このことにより、本町全体の名誉を傷つけ、また、町民の皆さんに御迷惑をおかけしていることに対しましても、改めて深くおわびを申し上げるところでもあります。

本件の事件の発覚以降、職員とともに、公務員倫理や服務規程を徹底する、また、さらに再発防止に取り組んでいるところでありますが、この判決を受けて、改めて職員一人一人がこの事件を心に刻みながら、日々の業務を通じて、一日も早く役場に対する信頼回復ができるように、職員とともに一丸となって取り組んでいく所存でもありますし、今後ともこのようなことが二度と起きないことも改めて確認しながら、今、業務に取り組んでいるところでもあります。

御質問の、皆さんへの説明であります。これまでも各種会議や行事などに出席させていただく際に、本件に対する経緯等につきまして説明をさせていただいているところでもありますし、今後もさまざまな場面で出席をさせていただけると思いますが、そういった場においても、一つずつ丁寧に説明させていただきたいというふうに考えております。

また、納税者の方々への相談体制につきましては、現在、捜査資料として納税に関する書類が警察のほうにっておりますので、それが戻り次第、自分の税金がどうなっているのか、また、不安を感じている方もいらっしゃると思いますので、関係書類が戻りましたら、一定の期間を定めて、相談窓口を開設して、納税者の方々の相談事項に応じていきたいというふうに考えておるところです。

不納欠損という制度を悪用して不正の発覚を防ぐという卑劣な行為をされたことはまことに遺憾でありますし、今後、このような制度の悪用ができないように、組織における監視体制の確立、さらにまた、悪用の防止に努めることはもちろんですが、本事件の収束に向けて全力で取り組む、このことを自分の職責として、みずからこの職責を果たすということを含めて、これからも全力で取り組んでいく、それが私に与え

られた責務であるというふうに考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） この件については、昨年の6月定例会で、私が不適切な処理ということで質問させていただいてから、10月に捜査当局が役場のほうに資料提供を求めてきて、それから5月に逮捕に至って、今の質問させていただいた内容かと思っております。

実刑判決という重さを町長はどのようにお考えになっているかと思って、今聞いておったのですが、なかなか責任といいますか、これからやっていくからいいのだというようなニュアンスでお聞きさせていただいたのですが、そうではなくて、説明も、何かの会議のついでだとかということではなくて、もう裁判になったら説明するのだということ、ことし、逮捕されてから、その都度、議員協議会等々でもお話は聞いております。逮捕されて、残念ながらといいますか、実刑判決が出て、これはもう取り返しのつかないことでございます。その一連の流れを、ほかの会議だとかほかの打ち合わせのときにやるのではなくて、例えば日にちを決めて、広報等々で周知をして、市街地であれば体育館なり公民館なり、勇足、仙美里であれば、当然、美里別も公民館がございまして、その辺で、去年からの流れ、逮捕されてからの流れ、これからどうする、それから、横文字で申しわけございませんが、法令遵守、コンプライアンスというのですか、そういうのもつくっているということも町民の皆さんにきちっと説明をして、職員の皆さんも、1年半もたって、もう辟易しているのが実情だと思います。

それを、町長、これからずっとやっていくからいいのだと、それは当然、トップがいないとどうもこうもなりませんから、それはそのとおりだと思いますし、今回、先ほど質問させていただいたときに、裁判長が申しておった、不納欠損処理をしたというのは極めて卑劣だということです。これは職員が1人で不納欠損処理にしたとしても、これは当然、役場の組織としては決裁して行って、そして町長、要するに地方自治体の首長が決裁して、初めてその法令だとか条例だとかに合致したことになるのです。ですから、例えば個人の税を不納欠損処理するといっても、担当が不納欠損処理したいといっても、決裁するのに、課長がいて、副町長がいて、最終的に町長が決裁していかないと、これは絶対的にならないのです。それが、あえてなったということは、数が多いからとか、課長が決裁しているからとか、副町長が決裁しているからとか、いろいろなことはあるのしょうけれども、そうではなくて、ここまで起きてしまったことについて、どのように責任をとるか。将来、これは大切なことだ、こういうふうにしたいというのは、それはこれからのことで、それは当然していかねばならないことですが、もう裁判の中でここまでお話しされているということでございますので、その辺の認識、当然、裁判の傍聴には職員の方も行っておりました

から、その辺の報告は受けているものと思いますけれども、その辺はどのようにお感じになって、どのようにするのかということをお聞きしているのであって、もうちょっと具体的にかみ砕いて、それと、町長の御答弁はいつもちょっと長めになるものですから、もっと簡潔に短く、できればお願いしたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 責任という部分については、それは事件の発覚以降、起訴された場面もそうですし、当然、起訴されるということは、実刑があるかどうかということも含めて、それは大変重く受けとめるということですから、そのときのことを含めて、私どもの責任としてはしっかりとその部分についてはその都度明確にしてきたつもりでもあります。

ただ、裁判官がおっしゃっている、実に悪質、卑劣だということについては、不納欠損という部分については、不納欠損の制度を悪用したということは、非常にこれは私どもにとっては本当に残念ことですし、大変なことをしでかしたなど、そういう認識ではいっぱいありますから、そのことも含めて、これはだからこそこういう実刑判決ということになったということに受けとめています。そのことについてもしっかりと受けとめながら、間違いなくこんな不名誉なことが二度と起きないように、それこそ今までのコンプライアンス研修、また、法令遵守、これら含めて、この再発防止対策などなど含めて、それぞれ細かく職員と再確認しながら、新しい仕組みをつくりながら、これは取り組んでいくということにさせていただきますが、それも今まで報告させていただいたとおりであります。改めてこの実刑判決についてはしっかりと私どもも厳粛に受けとめて、この問題については、想定ですけれども、多分、これで結審が、これで確定するのかなというようなことも思いながら、この件については、あくまでも町民の皆さんにも、その経過を含めて、機会あるごとにしっかりと説明させていただくと、こういうことにこれからも努めていきたいというふうに思います。それらを含めて、また改めてそういう事情が出てくればまた別なことでありますけれども、現時点の中ではその方向でしっかりととり進めていくと、こういう考え方でいます。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長がおっしゃっていることは、将来に向けてはそのとおりだと思います。起きてはならないことが起きたので、いろいろ組織としても考えることがある。それは当たり前のことです。私が言っているのは、今、3年6カ月という実刑判決を受け、なおかつ加重収賄で受け取った650万円は追徴金として戻さなければならぬ。これは相当の重みのあることです。執行猶予がついたわけではございません。そんな中で、機会あるごとに町民の皆さんに説明するとかという、その考え方がちょっと私にはわかりません。ということは、こういうことが起きたのだと、これからこういうふうにするのだけれども、起きた原因はこうだと、だからこれからは

こういうふうにしていくのだということを、私もかみ砕いて、不納欠損の決裁体系の話までさせていただきましたけれども、町長の御答弁では、そういうことが一切ない。もう終わってしまったから、元職員だから関係ないというような聞こえ方がするものですから、そんなことは当然思っていないと思いますけれども、そういう誤解を招くことでなくて、町民の皆さんは本当に注目しております。これからの役場の職員の皆さんに頑張ってもらいたい、これからの本別も頑張ってもらいたい、そう思っているときに、なぜ町民の皆さんにこの案件だけで説明会をやらうとしないのか、それが理解できないということと、もう実刑判決が出て、今まで起訴の段階で処分を出しているからいいのだということにはちょっとならないような気がしますけれども、その辺、もうちょっと詰めていく考えがないのか、説明会の考え方として、持っていき方として、どのようにお考えなのか、再度伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 全容が、ということもずっとお話しさせていただいてきていますけれども、全容が大体ほぼ明らかになったということですし、本人も認めているということですから、これはしっかりと広報やホームページなどはもちろんですが、しっかりと経過も含めて、事後対策も含めて、これは町民の皆さんに広く知ってもらおうということで、しっかり対応しているということです。

また、それぞれ説明については、質問される部分と私どもの行き違いがあるかもしれませんが、やっぱり細かくその都度、少人数であれ、大人数であれ、そこできちっと説明していくのが、私どもはより丁寧に説明できますし、より身近でその話を聞かせていただくこともできると、こう思いながら、私も相当数の会議も、また、いろいろな挨拶の場もありますので、その中では、かえってそのほうが幅広く、多くの人に接することができるので、こういうことも含めて、私ども現時点で判断しています。その中で、広報掲載や、ホームページの掲載などなど含めて、その中で、また最終的なけじめとして、そのような方向性ということも、もし事態が出てくれば、そのものについてはしっかりと対応したいと思いますが、それまでは、私どもは個別にしっかりと丁寧に答弁させていただく、このことが一番私どもにとっては最良の方法でないかなというふうに考えておりますので、そのように対応したいと思っております。決して責任を感じていないとか、どうでもいいよなどということではありませんので、より厳しく受けとめ、また、大変なことだということの意味も含めて、より細かく説明させていただく、このことが私どもの務めだというふうに思っておりますので、そのような対応をしていきたいなと思っております。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長、何か誤解されたら困るのですが、私は細かい会議の中で言うなということを行っているのではございません。それはいろいろな大きな団体

に入っていない、小さな会議にも出られない方がいて、この案件だけでも聞きたい方が当然町民の方の中にはおられるから、それは先ほど例として申し上げたのは、公民館だとか体育館で行ったらどうか、勇足、仙美里、美里別にしても公民館があるので、それは行ったらどうかと。ですから、例えばですけれども、自治会の役員会であるだとか、そういうときに出向いて行って、細かく、これから国保税の関係もございませうから、そのときにお話しするのは、これは当たり前のことであって、それを否定してものを言っているのではございませんから、それは誤解のないように。私が先ほど来から言っているのは、この案件だけで、そういう会合に来られない方々にも、町長が常々言っている、細かく、町民の方と目線を一緒にするというのであれば、広報なり、マスコミの皆さんに協力していただいて、いついつどこどこで何をするから、こういう説明をするからということをやるとかあるのかないのかとお聞きしているのです。

それと、責任のとり方でございますけれども、それは将来に向けて云々ということでございますけれども、自治体の首長が、元職員といえども、そのときに起きた重大な案件の中で、目に見えた責任のとり方ができないということになれば、これは大きな問題だと思っています。これから一生懸命やるからいいのだ、これは担当職員の方々が申し上げるならわかりますけれども、このまちの、行政のトップを担っている方がそういうお話はちょっといかがなものかと思っておりますけれども、その辺、説明会は私は何も小さな会議で説明するなということを書いていないということと、それを本当にやる気があるのか、責任のとり方について、再度。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 説明は、私は本当に細かくやることが大事なことだと思っていますから、それはもちろんそのとおりやっていきます。そして、広報の掲載も、マスコミの皆さんに協力いただいて、報道も含めてやっていただくことも、私どももそれはお願いをしなければならないことだと思っていますし、また、責任という部分でありますけれども、私もこの発覚以来、それぞれ自分の立場として、その責任の重要性を考えながら、その責任は行動で示してきたつもりでありますし、それぞれ議会の皆さん方にも、その議決をいただいて、ここでもしっかりとみずからの処分について示させていただいたつもりでありますから、その辺については、責任がないとか、そういうことでは決して、感じていないとかではありませんので、その辺はきちっと示したつもりでありますので、そこは理解いただきたいと思っております。ただ、これが起きたから、これが起きたから、その都度やるという、そういうことを考えていなくて、もちろんこういう本当にあってはならないことが起きた、その時点から、その責任の重要さも考えながら、それぞれ二度にわたって私どもの責任の処し方を表明して、そして今日に至っているということでもありますから、そのことについてはしっかりとまた責任という面での果たし方を御理解いただきたいなと思っています。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 1点目というか、先に質問しました説明会の関係ですが、細かくやるからいいのだから終わっております。大きくこの案件でやることについて、やりたくないとかやらないとか、したいというふうに考えていきたいとかという御答弁がなかったので、その辺、もう1点と、それと、先ほど聞いていますと、処理してきたつもりだからいいのだというふうに聞こえたのです。首長がその考え方でいいのであれば、職員の皆さん、たまったものでないですし、町民の皆さんもたまったものでないと思います。本当に3年6カ月の実刑を受けて、1年半もかかって、逮捕されてからでしたら半年、6カ月、7カ月かかって、やっと裁判のほうでこういうふうに出てきた。これは全部町民の皆さんに説明して、首長たるものがこういう責任を今回とったと。それで、新たにこういう形で町民の皆様にご協力いただきながら、再発防止策はこうでこうでという形をとっていくのが私は理想的な展開だと思いますけれども、その辺、再度、説明会の関係と、自己責任のとり方について、再度求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 自分の処分ということを先に申し上げますが、自分の処分というものは、しっかりその処分は今までも2回にわたって処分しました。もしこれから、そんなにこの判決、また、実刑の中身は変わるというふうに思っていないけれども、それらも含めて、このような状況の中で、今、それを含めて、どういうことができるかということであれば、そこは関係、また、法令の専門家も含めて、相談もさせていただく場面もきっと出てくるかと思いますが、また、それぞれの事例や、他町村のことも含めて、それは十分に私どもも自分のまちで起きたことを厳粛に受けとめながら、どうするかということについては、今後のまた私どもの、現時点では今まで2回にわたってみずからの処分ということでしたけれども、これからまたそのことについて、必要という認識にもし立つことになれば、それはしっかりとまたその責任を果たしていきたいなというふうに思いますが、ただ、説明のほうについては、しっかりと本当にひざを交えて、細かく説明していくということについてはしっかりやっていきたいなというふうに思いますし、そのことについて、またそれぞれの中で必要な説明については、その都度、その都度やっていくことが、私はそっちのほうがベストでないかなというふうに思っておりますので、よりいい方法で取り組んでいきたいなというふうに思っておりますので、その辺もまた御理解いただきたいなと。決してそれで終わらすとか、ついでにやるという、そういう考えではありませんので、そのときは真剣に丁寧に説明するということは、これは私の責務としてやらなければならない、また、職員一同、一緒になって、このことについては住民の皆さん方に説明しながら、それぞれの経過も、これからの対応も含めて実施をしていくと、このこと

で理解をいただきたいなど。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長、答弁ですから、例えば説明する、しないの話は、細かくされるといことを町長はおっしゃっています。私が言っているのは、いろいろな会議のときにそれを言うのは当たり前のことであって、私が先ほど来から言っているのは、この元職員の不祥事から始まって、町長、先ほどいみじくもおっしゃいましたけれども、判決はもうそんなに変わらないだろうということであれば、おおむね終結を迎えているということになれば、やはり町民の皆さんに、この案件だけで、元職員の一連の不祥事、やはり業務上横領まできた中で、実刑判決を受けた中で、これをメインで、やはり説明会を開催するというのが私は筋でないかと思うのです。それを、再三にわたってどうですかと聞いたら、細かく説明する、それだけの1点ではなかなかかみ合わないというのがあるのではないかと思いますし、ほかの皆さんも聞いておられることですから、その辺、もう1回と、責任については、判決はこれで変わらないから、もういいのだと。2回議決いただいて、自己処分しているから、それでいいのだということには絶対的にならないと思うのです。もう大体判決がそれなりに出てきたということになれば、やはり将来に向けていくときには、やはり監督不行届きという言葉もございますので、それが、やはり決裁して云々ということも町民の皆さんに説明した中で、これが出てきて、全部どういう処理をしたかまであからさまに裁判でなっているものですから、その辺を踏まえて、起訴された段階と大きく場面が違うと思います。その辺を再度。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 説明の部分については、もちろん広報も含めてコメントも出しますし、もちろん経過もしっかりしますから、それはもちろんそういうことで、媒体できちっとやります。また、ホームページも含めてやります。ただ、説明については、本当に私はきめ細かく、それぞれのところにしょっちゅうというか、常時、人の集まる場面に行くわけですから、その中できちっと説明したほうが、私はより多くの人に聞いてもらえるし、それは私どもはそういう考えの中でしっかりとやっていく、今までもそうですし、これからもそういう方向は踏襲して、ずっと説明をしていくということはこれからも続けていく必要があると思いますし、そのとおりやっていくということでもあります。ただ、自分が思っているから、その考え方が違うと言われても、それはまた別な話ですから、そういう方向の中で全体としてしっかりと取り組んでいくということでもあります。

責任の部分については、それは私どもは、この事件発覚以来、あり得ないことも含めて、それぞれ二度にわたってその責任のあらわし方を皆さんにも諮りながら順次してきました。また、今後においてそのようなことが、法律の専門家などにもよく相談

をさせていただきながら、その必要性が出てくるということであれば、それら含めて、この事件の全容解明と、そしてこれらのことがほとんどこれで確定するということがあれば、その時点でまたどのような処分が自分で律することができるかということを含めて、それは十分に検討させていただきたいなと思っています。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長、どうして私が言っている説明会の話、私は町長が細かくやることをだめだと言っているわけでもないのですよ、先ほどの話ですけれども。それはそれでやっていただくのはベターだ、ベストだと思います。なぜこれだけの大きなことを、こういう形で説明する、広報に出しているのも、ハガキの大きさで出てきたのを、9月号、持ってきています。それはそれで必要なことです。それをだめだと言っているわけでもないのです。そういうことでやっていただくのは結構ですけれども、大きな形を、これだけで説明会、元職員の実刑までいった中での説明会をしますということが出来るのですか、やる考えがあるかないかを聞いているのであって、細かく会議でどうのこうのということは、3回も4回も言っていますけれども、それはわかっていますから、大きな説明会をする考えがあるのかないのか。

それと、判決が変わらない、変わる、それから大きなこと、変われば自己罰の云々というような聞こえ方もしましたのですが、ニュアンスとしては、今までやってきているからいいのだということのようでございます。10月24日の論告求刑の中では、弁護士の話では、町長に牧場作業員のことをよろしく頼むと言われて、元職員もいろいろな考えがあって犯罪に至ったというような弁護士とのやりとりも、私も傍聴して聞いてございます。それらのことも、やはり説明を受けた町民の人たちもいるのでしようけれども、全体的には聞いてみたいということと、それらのことがあったときに、現実的に噂もまちの中で出ているようでございますけれども、それらを払拭するためにも、これからに向けて、町長の御自分の、御自身の処罰に対する考え方と、説明会をするかしないか。細かいことをするなど言っているのではないのですよ、町長、考え方を間違わないでください。その辺だけ再度。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 説明は細かくしたほうがいいという判断をしていますから、そこは間違えないでください。このままそのとおり……。 （発言する者あり）間違っているのではなくて、私はそういう方向でやりますということですから、そこは明確にしておきたい。

ただ、自分の処分については、今までの処分がどうなのかということも含めて、これはしっかりと内部の精査をしなければなりませんから、これでいいという判断では決しているわけではありませんから、何回も言いますけれども、今回の不祥事が発覚したときの責任含めて、責任があるからこそ今までの処分もみずから律してきたわけで

すから、そのことを含めて、この判決の中でいろいろ言ったとか、弁護士が言ったとか、それは都合のいいというか、少しでも自分が情状の余地があるようなことを言っているかもしれませんが、これは協議会の中でもはっきり言わせていただきましたけれども、そのようなことを私が言う必要もありませんし、何の私と関わりのあるような、面倒を見る話でありませぬので、そこら辺は明確にしておきたいと思ひますし、そのほかにも何かお話があったことでもありますけれども、全く私が写ってもいないような写真が掲載されたとか、そんなようなことはありません。それはいろいろなことを言う場面があるかもしれませんが、そのことは別に私どもがどうこうという釈明をする必要もありませんので、その辺についてはしっかりと受けとめていただければと思ひます。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） どうもかみ合わない部分が多々あります。時間も時間ですから、町長、私は先ほど来も言っていますし、町長も同じことを言っておりますけれども、細かく説明することがだめだと言っているわけでない。大きな、この案件でやる考えがあるかないかということを知っているのです。やる考えがなかったら、ないと言ってくれば結構なのです。

それと、自己罰については、今、御自身で写真がどうのこうのと、私、わけわからない話ですけれども、お聞きしました。私、そんなことを知っているのではない。自己罰についても、これから大きなことがあればというようなニュアンスもありましたのですが、何回も申しわけないです。本当に大きなこの案件だけで説明会をやる考えがないのであれば、ないと言っただければ、それで済むことですから。それと、自己罰についても、大きな動きがあればやるというようなニュアンスでおっしゃっているかどうかわかりませぬけれども、その辺、再度。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 説明会は、私は細かくやるということに決めていますので、そのとおりにやっています。大きくやるということについては、今のところは考えておりませぬ。そこは求められていますから、はっきりしておきます。

自己罰については、これは本当に二度にわたって自己罰をしてきました。でも、そのことがこの事件に対して、それで適切という表現は悪いですけれども、そういうことでなくて、もっと責任のとり方として、またほかにも、今後、判決が出た後の部分で、それが必要だという、そういう判断がそれぞれ法律含めて専門家の方々のお話の中で、そういうことがもしあるとすれば、それはまたそのときに対処するということがありますが、現在のところは、私は今までの皆さん方に議決をいただいた2回の自分からの処罰で、これで私はしっかりとその責任は果たしていけるのかなと、こう思っています。再度そこら辺については十分に協議、いろいろな部分で相談をさせてい

ただくと、こういうことにしたいと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 確認させていただきます。私が言っている、大きな、この案件だけでの説明会は行わないという考え方と、今まで2回ほど自己罰しているの、それで済んでいるのだから、もうしないという考え方でよろしいのですか。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 説明会は細かくやるのが私はベターだ、ベストだと思いますから、その都度やっていきます。だから、先ほど言いましたように、御質問のような内容での説明会は、私はそういう方法しかとらないということにして今決めております。

それと、自己罰については、それはもうやったから済んだということではありません。ですから、これから、その判決が出た、このことについて、自分に処した処分が、今までの部分を含めて、まだ処分の余地があるのかないのか含めて、それは関係する法律の専門家なども含めて協議をさせていただきながら、そういう事例、判例も含めて、その必要が生じたら、そのときにはまた全体に諮っていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上であります。

4番（大住啓一君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午後0時04分 休憩

午後1時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 議長のお許しをいただいたので、1問につき一般質問を行います。

移住・定住対策の強化で人口減対策をとということで伺いたいと思います。

移住・定住対策は多くの自治体で取り組まれています、本町においても同対策に取り組んでいます。これまでの取り組みの経過と、今後の課題等について伺いたいと思います。

人口減対策が多くの自治体の課題となっております。

総務常任委員会では、先般、栗山町の移住・定住対策の取り組みということで、研修に行っていました。今回の議会で大住委員長より報告書が出ているとおりです。

十勝東北部3町としては、移住サポートセンター、会長は高橋町長、を設け、情報発信をしています。

本町では、平成29年度は、短期、中期、長期のお試し住宅利用者が合計16人、平均年齢は53歳というふうに資料で出ていると思います。10月3日付の資料にあるというふうに理解しております。

また、3町では、3町の移住サポートセンターということで、本別が事務局ということで、パンフを発行して、移住・定住を呼びかけているというふうに理解をしているところです。

そこで、1番目ですが、年数回、東京、大阪、札幌で移住フェアなどに出展し、相当数の相談件数、来場者がいるということですが、その中で、とりわけどのようなニーズがあるか、特徴的なものがあれば伺いたいと思いますし、そのニーズに対して、可能な限り応えるというような対応が必要というふうに考えておりますけれども、その辺の取り組みについて、どのようになっているか伺いたいと思います。

二つ目ですが、本町は福祉でまちづくりと関連づけ、目標を持って進めていると思いますが、他町村では年齢を絞った取り組みもあります。さきに述べた栗山町では40歳以下というようなことで移住・定住対策を取り組んでおりました。本町として、定住の推進を図る年齢層についてはどのような考え方を進めるのか、見解を伺いたいと思います。

私は、福祉、介護従事者の定住に力を入れている情報を発信しているというふうに理解をしているところですが、御承知のように、そういう方々が、やはり本町に定住・移住するためには、手に職というか、働き場というのは、これはもう当たり前の話なのですが、非常に重要だというふうに思っていますし、福祉、介護の従事者を求めていくということは、それだけでなくその分野の働き手が少ないという現状の中での、それをあえて移住・定住と結びつけながら、それが全てだとは思っていませんけれども、移住・定住にもその部分を持ち込んで、本町が取り組むということについては、私はそれはいいことだというふうに思っているのですけれども、その辺の考え方というのを見解として伺いたいというふうに思います。

それから、三つ目ですが、長期お試し住宅というのが、1カ所ですか、農村部にあるというふうに理解していますが、滞在期間は1年以内ということで募集をしているということで、本町においては、家具や家電なしということで、たしか現在、1名いらっしゃるというふうに理解しているのですけれども、1年いるということであれば、当然、入居というか、住まわれる方は、そういう家具や家電というのは必要なわけで、ここはいろいろな考え方で取り組んでいると思いつつも、必要最小限のものというのはやっぱりあるのではないかなと思います。テレビで言えば、いろいろな細かいことを言えば、受信料とかそういうこともあるのかもしませんが、とりあえずこれだけというのはあってもいいのではないかなと思うのですけれども、今どういうふうになっているのかわからない状態で聞いておりますけれども、募集では家具、家電なしということになっていますので、その辺のちょっと考え方を伺いたいと思います。

以上、3点について伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の移住・定住対策の強化で人口減対策をの質問の答弁をさせていただきます。

移住対策につきましては、御質問にありましたとおり、昨年7月に、本別、足寄、陸別、3町で連携して、移住・定住の促進の取り組みを行うべく、十勝東北部の移住サポートセンターを開設したところであります。3町のワンストップで移住相談窓口として、移住希望者に対して、必要な情報や、また、支援を行っていくということで、首都圏などへのプロモーション活動を一体的に行いまして、都市部から地方への新しい人の流れをつくり出すための取り組みを進めているところであります。

本町といたしましては、サポートセンターと連携して、6月と11月に東京都で開催されました北海道へ本気の移住相談会及び北海道暮らしフェアへのブースの出展、また、東京有楽町にありますふるさと回帰支援センターにも、近隣のまちも含めた合同移住セミナーを開催するなどして、本別町の情報の発信や相談対応を行ってきたところであります。

来場者の相談内容といたしましては、気候や生活環境など、さまざまな分野に及んでいますが、特に仕事の情報や住まいの情報、また、お試し体験住宅、これらについての相談や、情報収集される方が多い状況であります。

そういった面からしても、本町といたしましては、一度本別にお越しただいて、また、本別町を知っていただくために、本年度から山手町の町営住宅、1カ所、これは1カ月以内の中期滞在のお試し住宅として拡充をしたところです。そのほか、移住希望者やそういった可能性のある方に対しましては、本別町を知ってもらうことと、まちの仕事や住まい、そして生活の情報について、必要な情報を伝えていくこと、そして、体験も含めて、一度本別町にお越しただくという流れをつくり出せるように、本町や移住サポートセンターのホームページなどを通じて、ニーズに対応した情報発信をしていく必要があると考えておりますので、これらの取り組みをさらに強化をしていくということであります。

特に定住促進を図る年齢層についてでありますけれども、地域を支える担い手の確保、また、地域活力の維持のためには、子育て世代などの受け入れが重要な要素と考えておりますが、現時点で、本町全体といたしましては、特定の分野や関係の方ということでなくて、この地で暮らしたいと考えている全ての方を幅広く対象に取り組むということで進めているところであります。

しかしながら、本町においても、生産年齢の人口が減少している中で、各産業や職種に応じた、地域に必要な人材を確保することが急務と認識しているところです。特に今、御質問のありましたように、介護職の部分については、それぞれ町外からの移住、また、仕事、働き方含めて支援策を講じたり、また、資格取得などなど含めて、

広く介護職についていただける人の人材確保のために対策を講じているところでもあります。

また、仕事、そして働くことに関して、移住を希望される方にとって重要な要素であります。地域における作業や経済の発展、維持につなげるような人材確保をしていくために、行政内部の部局間での連携はもちろんですが、町内における関係機関などとも連携をして、受け入れ体制の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

3点目の、長期のお試し住宅の関係ですが、現在、町内には、御質問にありましたように、短期と中期、そして長期の三つのタイプの体験住宅を用意しているところです。短期、中期お試し住宅に関しては、身軽に、手軽に本町にお越しいただき、ちょっとした本別暮らしを体験いただけるように、これは必要最低限の家財道具を用意して、利用していただいているところですが、一方、長期のお試し住宅については、ある程度本別のことを知っていただく上で、本気で本別町に移住を考えている方が、静かな環境の中で、最長で1年間という期間、本町の田舎暮らしを体験していただくということで、本町への移住につなげるための住宅として活用していただくことを基本に考えております。この長期のお試しの暮らしにつきましては、体験の利用者の滞在中の生活に必要なサポートを行って、最終的には町内の一般住宅への御案内も行いながら、本町への移住・定住に結びつけていくよう、今後もきめ細かな対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

この長期の部分については、必要最低限の家財道具なども必要ではないかという御質問ですが、実は内部でもここは意見の分かれるところでありまして、長期で来るくらいの覚悟で来ていただくのだから、それなりの準備はして来てくれるのだろうという意見と、また、せっかく来てくれるのだから、それぐらいの最低限のものは準備しておいたほうがいいのではないかということで、今、内部でも意見がなかなか統一できないというのが、裏話ではありませんけれども、やっぱりせっかく来ていただくには、最低限ということの準備はしておく必要があるのかなと、こんなこともかなり確率の高い方向で今検討させていただいていますから、とにかく本別に来て、本別を知っていただく、その一助となるために、言うなれば身軽に来ていただいて、本別の自然や、また、本町の暮らしぶりをしっかりと体験してもらうために、今後もそういう意味では必要な対応を進めていきたいなと、こう思っております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 3町で取り組みということで、多分、手元にあると思いますが、パンフというかカタログもつくっているということですね。それで、本町として、こういうまちだからということで、簡単に言えば売り込んでいる中身だというふうに理解をしております。

それで、午前中、大住議員の質問の中で、農業をもとにした移住、新規就農等の話が出ていたのですが、私がいただいたこのパンフの中には、本別だけ農業分野がちょっと書かれていないのです。それで、スペース的にも限られていて、大きくは6項目しかそれぞれのまちが書けないので、本町では子育て支援とか、住宅支援とか、起業家支援とか、今言った介護の従事者の支援というようなことで、6項目を埋めている形で、ほかの2町は、最後のほうなのですが、新規就農者のことが、こういう対策をしていますということがたまたま載っていたのです。それは多分、限られたスペースの中の限られた項目の中で、本町としていろいろ検討してやったというふうにももちろん理解しておりますし、この間まで農業委員もやっていたので、そう簡単に新規就農者を受け入れる大きな土地があくという状況ではまだないという現状も確かにありますので、なかなかここに載せるということにならなかったのか、その辺の協議をされた上でのパンフだというふうに理解しているので、ただ、これは全国に出回るものでもあるし、恐らくこれ、僕は開いていないけれども、インターネットを開けば多分出てくるような中身だと思うのです。ですから、その部分は、現状は現状として、私、農業委員をやっていたころは、年に1回あるかないかくらいだけでも、全町的に公募しないと相手が見つからないという場合もたまにあるのです。だから、たまにあることをここに載せるという意味ではないのですけれども、その辺の検討がされているのかなというのがちょっと不安なのです。これはもし仮に新規就農を3町のどこかでと思っている人がいたとしたら、このパンフだけに限って言うと、多分、本町は候補に上がらないと思います。ただ、やっている中身も聞いたら、何も遜色ない中身でやっているということなので、スペース的な問題が主だとは思いつつも、ちょっとここは検討すべきではないかなと私は思った次第です。それで、その点についての見解を、ちょっと通告で細かくは言っていないけれども、そういう3町の取り組みということの中で、どうなのかということを知りたいというふうに思います。

それから、冒頭申し上げたとおり、とかち東北部移住サポートセンターということで、本別町に事務局を置いて取り組んでいる、一生懸命取り組んでいただいているというふうに思っておりますけれども、事務的にはこの限られたスペースや限られた中で取り組むということになってしまうので、3町のサポートセンターの取り組みとは別に、午前中、町長がいろいろ答弁されたような、新規就農者対策も含めて取り組んでいるよというようなことを発信できるようなこともあわせて考えながら、移住・定住の強化策というか、そういうことに取り組むべきではないかなと思って聞いておりました。3町の取り組みを尊重するということと言うまでもなく、地方創生の絡みも含めて取り組まなければならないことだというのは十分理解しておりますけれども、スペース的なもの、限られた物量の中で、伝えきれない部分が多分あるのではないかなと。その部分は、3町の取り組みを、簡単に言うと、それに反しない限りは、大いに全面に出していくべきではないかなというふうに思っているものですから、その辺

を一つ確認したいなと思います。

それから、年齢層は、本町は先ほど答弁いただいたように、特に年齢層を限らないで、全般的にということなのですが、強調されているように、介護職員ということになれば、それなりの年齢層ということに逆に限っていると、そういう人が来てもらいたいということの意思表示だというふうに思うのですけれども、本町は福祉でまちづくりですから、一線を退いた高齢の方というか、一線の仕事を退いた方が終のすみかとしてぜひ選んでほしいというふうな形も含めて進めていくのかどうなのか、その辺は町として不断にとっている町の施策というか、こういうことに力を入れています、福祉でまちづくりをやっていきますということであれば、その部分はずっともずっと全面に出していいのかなというふうに思っているものですから、このパンフの中身だけでいうと、くどいようですけれども、限られたスペースで限られた中身だから、なかなか表現しきれないのだろうなというふうに思っているのですけれども、そういう取り組みが総合的に発揮されると、やっぱり成果も出てくるのかなというふうに思っておりますが、その辺について、どのような考え方が、伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 阿保議員の御質問の中にありました、まず、3町でつくっているパンフレットの関係でございますが、阿保議員おっしゃられるように、3町協調してつくっている部分もございまして、限られたスペースでということは、御助言いただいたとおり、3町の中でそれぞれ特色を少しでも出しながら、また、あるいは3町圏域で共通した広域連携の中でやっているというところを踏まえながら、このパンフレットをつくっているというところでございます。

今回、本別町の農業に関する記載がということで御指摘受けましたが、基本的には、このパンフレット、一番最初が、写真を見ていただくとおり、3町圏域の豊かな農村地域をまず代表して見ていただくというようなこととなっておりますし、また、開いていただいて、1行目にいきなり、本別町としては基幹産業は農業ですと。本別ブランドの豆を全国に出荷中ですということで、基本的には基幹産業は農業ということはもちろん言っておりますし、ただ、今回のパンフレット製作の中で、それぞれ圏域の中でも、少し本別町としてのスタンス、色を出すというところでいうと、介護従事者の支援というようなことで今回はつくらせていただきましたが、決して阿保議員が御心配されるように、基幹産業をないがしろにするということではありませんし、限られたスペースの中で、いかに本別町の部分をアピールしていくかというようなところはきちっと念頭に置きながらやっていきたいというふうに思っております。

また、先ほどから言われていました、3町圏域とのバランスの中における本別町のスタンスというようなところもありました。当然、3町圏域、同じ気候風土といえますか、そういったものを持った中であっても、やはり本別町として、少しでもきらりと光るものをしっかりPRしていきたいと思っておりますし、小さな材料の中にも大

きく皆さんにアピールできるように、これは本当に先ほど言いました限られたスペースだとかいろいろありますけれども、それは工夫と、いろいろと皆様にもお知恵を借りながら、しっかり表現してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地 敦君） 質問の中で、農業を軸としたという、午前中の大住議員の御質問でお答えした内容と重複する部分がありますので、私のほうから若干答弁をさせていただきます。

これまでも移住の担当とは連携をとりながら、具体的には町の移住の担当者の方が農のほうで取り組んでいます新農業人フェアのほうに同行していただいて、本別町の情報や仕事の情報も含めて持っていきながら、連携をした取り組みとしていますが、ただ、午前中に答弁させていただいたように、本当に今、本別町の農業、規模拡大や支援組織という中で、労働力を確保しなければならないという、ある意味、喫緊の課題というふうにもとらえていますので、よりこれまで以上に移住と連携しながら、先ほど町長の答弁の中でもお話をされたように、来場者の相談内容としては、仕事の情報ということもありますので、そういった農業の雇用の情報もしっかり持ちながら、今度は逆に、移住フェアのほうにも農サイドで一緒に同行させていただきながら、そういった形でさらに連携を深めて、そういった課題に対して対応してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 栗山町で勉強したときに、栗山町が移住・定住に関する独自対策として、資料に出ているとおりなのですが、挙げたのが、例えば新築住宅助成とか、太陽光発電への助成とか、5種類くらいあったのです。見たら、どこかで見たことがあるなど。我がまちが普通にやってきた中身で、栗山町は栗山町でそういうことだから、そのことをどうこうではないです。いわゆる移住・定住のための方に独自の対策だよと、対象は移住・定住者だよという中身なのです。だから、やっている中身は、本別が一般的にやっていることかもしれないけれども、そのまち、そのまちで独自色を全面に出しているということで、こういうやり方というか、こういう考え方があるのだなど。本別は、今挙げたことは一般的にやっていることだけれども、先ほど町長おっしゃったような、介護職員の募集関係は、これは多分、本別の独自色だというふうに思っています。ですから、移住フェアとか、そういう中でいろいろ相談を受ける中で、今おっしゃったように、仕事はというところが一番あるようなので、例えばその部分についての本町独自の対策というのも今後考えていくべきではないかなというふうに思っております。さっきも言ったように、一般的に本町が行ってきた政策、支援策というのは、一般の町民の皆さんにとって非常にプラス面が多かったと

いうふうに理解していますが、サポートセンターを中心に今後進めていく移住・定住も、人口増とは言わないけれども、人口を維持していくための一つの対策だという考えであれば、本町に移住・定住されたらこういうことをとりわけ支援しますよというような対策も考えていって、独自色を出していくということが必要なのではないかなというふうにパンフを見ながら、あるいは研修の結果として思ったわけです。そういうことをぜひ考えていくべきではないかというふうに思うのですけれども、その辺の見解を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 阿保議員の今の関係でございますけれども、阿保議員おっしゃられるように、これは当たり前のように本別町でやっていますよねということでおっしゃられましたけれども、今、本別町でやっております住宅改修等の助成事業、住宅リフォームの関係であります。また、住宅の新築助成事業も新たに今始めておりますけれども、基本的には、この二つの事業も、これは移住されてきた方にも適用させようということになっております。ただ、本当は移住者向けの特別なということではなくて、移住・定住ということで行きますと、移住の方ももちろんそうですが、今現に本別に住んでいらっしゃる方が長く住み続けていただくというところでは、定住対策ということになりますので、そういった部分で、今、住宅リフォームと新築事業についても、今、私申し上げましたとおり、移住される方についても、例えば中古住宅を求めて、リフォームが必要だということであれば、今言ったような、当然制度も適用させていきたいというふうに思っておりますし、改めてこの際、土地を求めて、新築住宅を建てるといったときにも、そういった部分については適用するということになっておりますので、ただ、今、阿保議員おっしゃられているのは、恐らくその辺のPRといいますか、その辺のやり方というところがちょっとまだ足りないのかなというふうに考えたところでございますので、今後、フェアだとか、そういったところについても、しっかりこの辺もアピールできるようにといいますか、せっかくの制度でございますので、しっかり漏れのないように、そこは充実させてまいりたいというふうに思いますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） このパンフに載っているようなことは、この時代ですから、パソコンなりスマートフォンも含めて、すぐ出てくる情報だし、全国的に知られている情報というふうに理解していいと思うのです。ですから、最初のほうにちらっと言ったとおりなのですが、とかち東北部移住サポートセンターということで取り組みをやっていると。ただ、伝えきれない部分も残っているのではないかなというふうに、私、さっき言ったつもりですが、それはどういうふうに表現していいのか、移住サポートセンターで3町で取り組んでいるということをしごく大事にしながら、でも

それに加えてという形で、本町として、移住・定住に関する発信などができれば、ここに書かれていない部分が伝わっていくのかなというふうに思っております。

それで、例えば移住サポートの政策だけではなくて、例えば今取り組んでいるふるさと納税などの中にも、そういうようなことを反映できるような機会は出てくるのではないかなと思っているのです。本当にできる手段、あらゆる手段を使って、移住・定住につながるようなことをやっていかないと、ほかのまちも全部そうだと思うのですが、そういう状況に追い込まれているというか、そういう状況になっていると。最近のテレビのいろいろな番組を見ましても、独自のそういう、きのうもやっていたけれども、自然農法で取り組んで人口がふえたという話もしていましたけれども、そういうような特別なことも含めてなのですが、このサポートセンターの表現だけではなかなか賄いきれない、もっと発信したいのだということは、その方法、手段を使って進めていくという、そういう積極的な取り組みはこれからすごい重要だし、そこが逆に今度試されるのかなというふうに思っているものですから、その辺についての考えを最後にちょっと伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） お答えいたします。

これは本当に阿保議員が言われるとおり、やっぱりせっかくやるからには、いかに効果的に、効率的にやるかということに尽きるかと思えますし、それぞれ限られたスペースだとか、いろいろな問題はありますけれども、先ほど言われるように、少しでも、せっかくの機会でありますので、どれだけ多くの情報を、本別町のものを皆さんにお伝えできると、これは本当に工夫次第だとか、考え方次第だと思います。したがって、これまでも移住フェア等でいろいろな皆様と相談させていただく中で、例えば先ほど、どういうニーズがということがございましたけれども、やはりもっとこういうような情報が必要だよだとか、そういったところも参考にさせていただく、あるいはそういった子育て世代の方々にもそういった意見を伺うなどして、より見やすいといえますか、わかりやすい資料づくりに努めますとか、そういったことにも当然取り組んでいく必要があるのかなというふうに今伺って考えておりますし、本別町独自のというところでは、例えば移住フェアで本別版だとかというのもつくってはいるのですが、やはりまだまだ十分ではないというふうに思いますので、これらについてもさらに工夫を重ねて、今、阿保議員言われたように、しっかり皆さんがいいできだねと言ってくれるように、日々これは少しずつ努力していく必要があるのかなというふうに今考えているところであります。

以上です。

10番（阿保静夫君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、2番藤田直美君。

2番（藤田直美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき、次の

1 問を質問させていただきます。

私からは、障がい者のグループホームについて伺います。

平成 25 年 4 月 1 日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法が施行されました。地域社会への共生の実現に向けて支援するもので、障害者自立支援法を改正したものです。障がい者を施設から地域へ、入院から地域へ、学校から地域へと移行を目指す施策です。

障がい者が住みなれた地域で安心して生活していくには、自立を促す日中の活動の場や、生活の拠点となる住まいの場の確保が必要となります。親なき後の住まいの場として、グループホームは重要性を増していると思いますが、施設整備について、本別町の考えを伺います。

高齢の親御さんからは、病気やけがで入院、認知症になり施設入所となったときなど、残された子供はどうなるのだろうと考えている方が多いようです。また、本別町にグループホームがあれば、他町から呼び戻したいと考えている方、障がい児を持つお母さんたちからも、将来、自分の死んだ後、安心して預けられるグループホームはあるだろうか、皆さん一同に心配をしています。障がいがある子を持つ同じ親として、その気持ちは痛いほど理解できます。

一つ目に、本別町の障がい者グループホームの現状と今後の課題について伺います。

二つ目に、チャレンジド・ネットワークに加盟している法人や団体の中で、グループホームの創設を考えている方がいると聞いています。ですが、土地の価格が高いなど、場所の問題や、運営上の財政面の問題が大きく、先送りしたようですし、また、断念した例もあります。

特に重度の方が住むグループホームでは、夜間に世話人を配置するなど、支援体制をとるほか、中古住宅の改修には細々な規定があり、スプリンクラー設置などの施設の改修に莫大な費用がかかります。整備にかかる費用など、本別町で何年もかけて障がい者にかかわり、これから創設を考えている方たちの後押しをする考えはないか、伺います。

三つ目に、障がい者が地域の中で自立した生活を送るためには、地域住民の理解を得ることが重要です。事業者と地域住民のかけ橋となり、社会的障壁を取り除くため、グループホームの必要性など、周知、啓発活動により一層支援していくべきです。取り組みを伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 藤田議員の障がい者グループホームについての御質問に答弁をさせていただきます。

まず、1 点目の本別町の障がい者のグループホームの現状と課題ということですが、現状につきましては、本年の 12 月 1 日現在のグループホーム利用は、十勝管内の事業所、町外から本別へという、今御質問ありましたけれども、そのとおりで

ありまして、現状は全員が町外の施設に、グループホーム含めて施設のお世話になっています。これはずっと今までと同じですが、ここにきて、それぞれ第4期の障がい福祉計画で、29年度末の整備目標ですけれども、町外で16人、町内で16人の32人となっていますが、ことしの6月に、本町で初めて4人の定員のグループホームが開設されて、また、12月中には2カ所目のグループホームが、4人の定員ですが、これが開設される予定となっております。今年度中に計画のある16人分のうちの8人分が確保されるということでありましたが、これから発足する予定ということで、課題ということにまだなっていないと思いますが、それぞれ設置するまでの状況などを含めて報告させていただきたいと思いますが、まず、今年、障がいのある方へのアンケートの調査をしました。将来の暮らし方として、自宅以外で暮らしたいという方が14人ありまして、うち3人がグループホームを希望しているところです。しかし、希望される方が即入居につながるかというと、まだまだ親御さんがいるということなどを含めて、その状況も含めて、希望はするけれども、即入所ということにまだなっていないということもつけ加えさせていただきたいと思います。

今後は、体験の場をつくるなど、周知や円滑な利用の支援の検討も必要であるというふうに考えておりますので、今後の基盤の整備につきましても、利用者のニーズも見きわめながら、現在策定中の第5期の障がい福祉計画の中でお示しをしたいと思っています。

2点目の、グループホーム整備に係る補助についてですが、民間事業者から開設に向けて相談があった場合、これは国の社会福祉施設整備の補助金の活用を紹介するわけですが、この補助金は、創設もしくは大規模改修、スプリンクラーの設備の整備、防犯対策の強化に係る整備などが主な補助内容でありまして、補助率は国が2分の1、4分の1が北海道、事業所がそれぞれ4分の1ということで、申請においては、事業開始の予定から2年前にこれらの申請の補助協議の開始が必要であるということでもありますので、急にというか、時間のないところで補助申請をしても、これは該当にならないということでもありますので、長期的視野に立った整備計画が必要となりますので、町としては、補助金交付は今行っておりませんが、事業所が資金を調達しているのが今の現状であります。

3点目ですが、地域住民へのグループホームの周知、啓発の支援の取り組みについてですが、町といたしましては、障がい者週間記念事業などを通じて、広く地域の方々の理解を得るために、またそれぞれ取り組みを進めています。特に自立支援協議会の事業所部会では、利用の意向がある御家族への学習の開催などを行ってきているところです。障がいのある方が地域の中で安心して暮らすためには、地域の方々の理解と協力がやっぱり何よりも必要だということでもありますので、事業者みずからがそれぞれの事業所を知ってもらうために、より理解を得る、協力体制を構築する、開かれた施設運営をするということが求められているというふうに考えています。町といたし

ましては、事業所に運営推進会議の設置を呼びかけながら、事業所、地域住民、行政が一体となった、開かれた事業所運営を支援しているところであります。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番（藤田直美君） 再質問させていただきます。

平成29年10月時点での本別町の資料によると、介護度4以上、重度と呼ばれる障がいを持たれていて、本別町にグループホームの施設がないことから、本別町以外の市町村で居住を受けている、施設入所で36人、共同生活援助、グループホームだとは思いますが、16人、療養介護で7人、生活介護が26人、合計85人となっております。また、本別町の就労継続支援事業所A型、B型で就労している方は合わせて30人いると資料の中ではなくていたと思うのですが、先ほど町長がおっしゃられていましたアンケートの中では、自宅以外で現在生活したいと言われている方が3名というふうに聞いておりますが、重度の方は本人が意思を示すことができない重度の子供もいます。また、医療介護も必要な子は、遠くの施設に今行っているような状態ですし、また、就労支援A型、B型で就労している方の中には、自立して暮らしている方もいるとは思いますが、まだまだ地域で当たり前の生活を望んでいる、または必要としている障がいのある方や家族はまだまだたくさん、アンケート結果にかかわらず、いらっしゃると思っております。また、その受け皿も本当に足りないのではないかとこのように思っております。

先ほどの補助金の関係ですけれども、現在、NPO法人が12月から、このたび開設となった、現在、上本別で障がい児、者の日中一時支援をしているNPO法人インクルードで運営しているグループホームぽのぽのという所が始めることとなりました。また、その創設にあたっては大変苦勞しておりまして、その事業所の方は、幼児から、小学生のときから支えてきた子供たちを、大人になっても障がいを理由に生まれ育ったまちを離れることがないよという熱い思いで、やさしく、温かく、ぬくもりのある生活の場所を提供するという理念として奮闘されてきました。また、そういう情報も事業所には入っていなかったのかというふうにも思いますし、これから創設する方たちにはそういう情報を知っていただいて、現在、チャレンジド・ネットワークに加盟している団体の中でも、ゆくゆくはやりたいのだと、将来、利用者の方も信頼できる施設に子供を預けたいと思いを抱いていらっしゃる方もいらっしゃいますので、ぜひそういう事業所や団体の方たちの後押しをしていただきたいと思います。

また、土地の利用などで購入が難しいということを多く聞きます。空き家の再利用など、空き家対策を絡めた社会資源の活用はどうでしょうか。その点についても伺いたしたいと思います。

もう1点は、障がいのある人もない人も安心して地域で暮らしていくために、また、地域の方に理解していただくためには、開設に至るまで、行政からの指摘、指導など、

助言をしていただけないのかと、とても必要性があると感じました。その点についても伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

保健福祉課長（飯山明美君） 藤田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、障がいのある方の現状の部分なのですけれども、人数としては八十何名、施設におられる方がいるということだったと思いますが、一応このアンケートに関しましては、3年に1回の計画策定時に皆さんにとっていただいております。その中で、やっぱりそのとき、そのときの状況で、今使いたいとおっしゃる方の人数は変わってくるのかなというふうに思っております。その辺の状況を見きわめながら、施設整備も少しずつ少しずつ状況に応じて進めていきたいというのが担当のほうの考えです。

また、開設にあたっての支援という部分では、一応町内の事業者さん、あるいは町外も含めてですけれども、本別町でこういった障がいの事業をやりたいという場合には、一応相談窓口が当ケアセンターのほうになっておりますので、そこに御相談をいただいて、その中で、例えば国の補助金ですとか、やりたい希望に応じた物件ですとか、土地ですとか、いろいろな相談にはこれまでも応じてきていると思っておりますし、今後も同じように支援をしていきたいというふうに思っております。

空き家との関連という部分でも、その辺のところにつきましては、そういう物件があるかどうかということと、開設したいと思っている方のニーズというか、これぐらいの規模でというところのマッチングが非常に重要になってくるのではないかとこのように思いますが、そういう御相談があった場合には、当ケアセンターのほうで関係部局とも連携を図りながら情報提供はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番(藤田直美君) 今回のグループホームぽのぽの開設に至るまでの過程では、地域の方々への理解を求める働きかけが不十分であり、もっと時間をかけて理解を求めていくべきだったなというふうには思っております。それは本当に事業所の責任だと思っております。これから事業所として責任を持って地域住民の方々の理解を深めるためには、地域の方々と話し合いを持たれると思うのですが、行政からも地域に向いて、その説明会などに参加していただき、グループホーム利用者の障がいの特性や、地域の中で事業所ができること、やらなければならないことなどの説明のサポートをする考えはないかを伺います。

議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

保健福祉課長（飯山明美君） 高齢者にしましても障がいの方にしましても、やはり自分の地域にそういう施設ができるという場合には、少なからずそこに住んでおられる方は、皆さん、どういうものができるのだろうということで、いろいろな、ある意味、ちょっと不審な部分もあったりとか、心配な部分、いろいろな思いを抱えて、

地域側では見ているのかなというふうに思います。理解をしていただくための活動というのは非常に、今後、その事業所がそこでずっと運営をしていく上でも、最初が本当に大事なのではないかというふうに考えております。

今回、御相談のあった事業所につきましても、御相談のあった段階から、地域での、例えば自治会長さんへの相談ですとか、地域に御挨拶に行く必要性ですとか、そういうことについてはいろいろとアドバイスもさせていただいた経過があります。今後、聞いているところでは、地域の説明会を行っていくということでもありますけれども、まず一義的には、そこで開設をされる事業者さんが、やはりどういうものなのかということを経営の皆さんに直接お伝えするのが一番大事なのではないかというふうに思います。そこで話し合いの中でいろいろな課題ですとか、調整がつかなかったですとか、いろいろな問題が発生したときには、その調整も含めて、行政のほうでも関わらせていただくことが必要かなというふうに考えているところです。

以上です。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番(藤田直美君) 行政が入ることで住民の方々は安心感を感じると思いますし、また、信頼できる事業所であるかどうかを見きわめることにもなると思いますので、その点については進めていただきたいと、そのように協力していただきたいと思っております。

最後に、先週の土曜日、12月9日に行われました障がい者記念事業では、未来に向けてともに生きるまちをテーマに行われました。その中で、チャレンジド・ネットワークに加盟している団体の活動報告のDVD上映など、障がい者が生き生きと活動している姿にとっても感動いたしました。たくさんの方に支えられて無事終了となりましたが、特に職員の方々による創作劇、共生、ともに生きる、差別解消にかかわる題材の上映をしていただき、大変すばらしいものをつくっていただきました。今後もチャレンジド・ネットワークの加盟団体については支援の輪が広がっていくことを強く望みますし、引き続き行政のほうもいろいろな面で協力をしていただくことを望みますが、その点についての考えを伺います。

議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

保健福祉課長（飯山明美君） 行政のサポートの部分ですけれども、私どもといたしましては、今、開設されている事業所さんをお願いしているのは、法的な義務はないのですけれども、介護保険のほうでいえば地域密着型の運営推進会議、事業者さんと地域の皆さん、そして一部行政も入って、事業所を知ってもらう活動ですとか、地域との交流事業ですとか、いろいろなものを展開していくというようなことを、障がいの事業者さんにもやっていただけないかということをお願いをしているところです。地域の中で認知度を高めて、円滑な運営ができるようにというふうなサポートとしては行政としてもやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

2 番（藤田直美君） 終わります。

#### 散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2 時 2 4 分）

## 平成29年本別町議会第4回定例会会議録(第3号)

平成29年12月13日(水曜日) 午前10時00分開議

### 議事日程

- |       |          |  |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 |          | 諸般の報告  |
| 日程第 2 | 議案第78号   | 本別町介護福祉士修学資金貸付条例の一部改正について                                |
| 日程第 3 | 議案第79号   | 本別町公営住宅管理条例の一部改正について                                     |
| 日程第 4 | 議案第80号   | 平成29年度本別町一般会計補正予算(第12回)について                              |
| 日程第 5 | 意見書案第9号  | 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書 |
| 日程第 6 | 意見書案第10号 | 日欧EPA「大枠合意」の全容を明らかにし、先行的な「暫定発効」をしないことを求める意見書             |
| 日程第 7 |          | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件<br>(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、<br>広報広聴常任委員会)  |
| 日程第 8 |          | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件<br>(閉会中の継続調査申出書)                    |
| 日程第 9 |          | 議員派遣の件   |

### 会議に付した事件

- |       |          |  |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 |          | 諸般の報告  |
| 日程第 2 | 議案第78号   | 本別町介護福祉士修学資金貸付条例の一部改正について                                |
| 日程第 3 | 議案第79号   | 本別町公営住宅管理条例の一部改正について                                     |
| 日程第 4 | 議案第80号   | 平成29年度本別町一般会計補正予算(第12回)について                              |
| 日程第 5 | 意見書案第9号  | 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書 |
| 日程第 6 | 意見書案第10号 | 日欧EPA「大枠合意」の全容を明らかにし、先行的な「暫定発効」をしないことを求める意見書             |
| 日程第 7 |          | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件<br>(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、<br>広報広聴常任委員会)  |

日程第 8

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

(閉会中の継続調査申出書)

日程第 9

議員派遣の件

出席議員(10名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	高橋利勝君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		10番	阿保静夫君

欠席議員(2名)

8番	方川英一君	9番	林武君
----	-------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	大和田収君
総務課長	村本信幸君	農林課長	菊地敦君
保健福祉課長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	大槻康有君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	藤野和幸君	総務課主幹	小坂祐司君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	小出勝栄君
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長	阿部秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	村本信幸君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹君	総務担当主査	塚谷直人君
------	-------	--------	-------

議長（方川一郎君） 開会前に、方川英一君、及び林武君から欠席する旨の届け出がありましたので、報告しておきます。

次に、毛利会計管理者から町内での葬儀参列のため、午前の会議を欠席する旨の申し出がありましたので、報告しておきます。

開議宣告（午前10時00分）

#### 開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

#### 日程第1 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第1 諸般の報告を行ないます。

監査委員から平成29年度定期監査の結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、行政視察研修調査結果報告書について、議会運営委員長より提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第2 議案第78号

議長（方川一郎君） 日程第2 議案第78号本別町介護福祉士修学資金貸付条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

保健福祉課長（飯山明美君） 議案第78号本別町介護福祉士就学資金貸付条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、本別高等学校生徒の進学を支援するとともに、広く介護人材を確保するために、条例の一部改正を提案するものです。

改正の内容としましては、他市町村に住所を有する本別高等学校の生徒が本学校を卒業後、介護福祉士養成学校に進学し、将来本別町の介護福祉施設等に就職を希望する場合、貸付を受けることができるよう、対象要件を追加するものです。

それでは、改正条文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町介護福祉士就学資金貸付条例の一部を改正する条例。

本別町介護福祉士就学資金貸付条例、平成29年条例第7号の一部を次のように改正する。

第3条第1号に、次の但し書きを加える。ただし、特に町長が認める場合はこの限りでない。

附則。

この条例は交付の日から施行する。

以上で、議案第78号本別町介護福祉士就学資金貸付条例の一部改正について提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 第3条第1項に、特に町長が認める場合にこの限りではないということになっているわけですが、今説明した内容というのはですね、これはどの段階できちっと、条例の中で受け止めていけばいいのか、町長ということになると非常に広いものですから、その中で本別高校の町外の卒業生うんぬんというのがきちっと受け止められていくというふうに考えるのですけども、その点についてお伺いしたいと。

議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

保健福祉課長（飯山明美君） 本別高校の卒業生を対象にするという部分につきまして、本条例の規則によって明記をしていくということで整理をしています。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 1点だけ。今この提案理由については次のページに書いてあるような内容で、今口頭で内容説明されて、我々提案された側は、ああそうですかということとで粗粗理解はできるというか、それでもよくわからない部分はあるのですけど、第1条の但し書きを追加するにあたって、その前後の文面がね、何がどうなるので生徒確保のために町長が特に認めた場合はこの限りではないというのを追加されたと思うのだけど、もうちょっと提案理由の中に具体的なものがあると非常にわかりやすいというか、そういう感じがするのですけども、それは特別そこまでする必要がないのかどうか、それについてちょっとお聞きしたいと思います。

議長（方川一郎君） 条例の中は、うたわっていない部分のはのっかっているわけですから。

1番（矢部隆之君） 提案についての報告のされ方という部分、それについての質疑というか、そういう感じで伺ったのですけれども。経過の部分であれば、やめますけども。

議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

保健福祉課長（飯山明美君） 一応こういう条例を改正したということで、規則の中にも定めておりますし、こういう要件であるということは今後広く、学校も含め、関係者の方には周知をしていくというふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） わかりました。前もってこういったものをいただいております

ね、例規集の41366ページを私たちも見て、前後の文面の中の、今回追加される部分というのを理解して、今回の本会議にのぞむのですけれども、なかなかそこまでの下調べができてなかったものですから。ただ単純に、提案理由の中にあるように、認めた限りはこの限りでないというふうにぼんと出されても、なかなかちょっと理解できなかったものですから。それで質問させていただいたのですけれども。そういった経過です。特に回答いりません。わかりました。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第78号本別町介護福祉士修学資金貸付条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号本別町介護福祉士修学資金貸付条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第79号

議長（方川一郎君） 日程第3 議案第79号本別町公営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 議案第79号本別町公営住宅管理条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行による公営住宅法、同施行規則、同施行令の一部改正に伴う改正であります。

この条例では、認知症である者などで収入申告をすることなどが困難な事情にあると事業主体が認める者の収入申告義務を免除し、法第34条の収入状況調査により把握した収入に応じて応能応益家賃として決定できるようにする旨を規定しております。

それでは、改正条文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略

させていただきます。

本別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例。

本別町公営住宅管理条例（平成9年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条第1項ただし書中「場合」の次に「（次条第1項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第9条に規定する方法により）」を加える。

第31条第2項中「第2項」の次に「（第15条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項）」を加える。

第39条及び第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

第53条第2項中「同条第3項中「第1項」とあるのは「第53条第1項」」を「同条第1項ただし書中「第36条第1項」とあるのは「第54条において準用する第36条第1項」」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置。

2、この条例による改正後の本別町公営住宅管理条例第14条第1項、第15条（同条例第53条第2項において準用する場合を含む。）及び第31条第2項の規定は、平成30年度以降の年度の公営住宅の毎月の家賃について適用する。

以上、議案第79号本別町公営住宅管理条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第79号本別町公営住宅管理条例の一部改正についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号本別町公営住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第80号

議長(方川一郎君) 日程第4 議案第80号平成29年度本別町一般会計補正予算(第12回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

総務課長(村本信幸君) 議案第80号平成29年度本別町一般会計補正予算(第12回)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、環境省、既存建築物等の省CO2改修支援事業の事業採択により、公共施設のLED化、ボイラー交換等の改修を行うための調査設計委託料を追加する内容であります。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,150万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,836万4,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により説明をさせていただきます。3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入でございますが、13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1,150万2,000円の補正は、環境省、既存建築物等の省CO2改修支援事業補助金の採択を受けましたので追加するものであります。

下段の2、歳出ですが、2款総務費1項総務管理費8目企画費1,150万2,000円の補正は、歳入で説明いたしました補助事業の採択により、公共施設のLED化、ボイラー等改修による省CO2改修、二酸化炭素削減に向けた改修の調査事業を行うために実施するものです。

別添予算説明資料の1ページをお開きください。右側の事業内容ですが、今回採択を受けた事業は、複数の公共施設を一括して、省CO2改修を行うことで、地域内で資金を循環させながら公共施設を一括改修する構想を立て、この構想を基に民間事業者が設備を整備し、その設備を町が一括賃借するものであります。

今回の補正は、改修によるCO<sub>2</sub>、二酸化炭素削減効果一括設備賃貸借を活用した場合の費用対効果等を調査するものです。

左側の事業費ですが、補正額1,150万2,000円の増額、財源内訳は、国庫支出金1,150万2,000円となります。

以下、この資料での説明は省略いたします。

以上、平成29年度一般会計補正予算（第12回）の説明とさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 昨日の議員協議会で細かく説明受けてございますが、この委託費の関係で二、三点になろうかと思えますけど質問いたします。

委託費ということございまして、今内容の説明の中で、建物の調査をするということでございます。委託を組むということになりますから、どういうレベルの会社が委託をするのか。委託ということになれば、建設業法でいう委託費になるのか、国の金100パーセントで委託費1,100万円ほど組むものですから、その辺は会計検査等々も考えられますので、どのような内容で委託をし、LEDに替えてく、ボイラーを替えてくということでございますから、どの法律に基づいた委託会社を選定していくのか、一般入札でやるのか、見積り合せでやるのか、それは執行者側の都合等々にもよりますけども、今大体考えられる部分をどのように考えてるのか。わかりやすく言いますと、1,100万円の委託費はどのような相手方と委託を考えているのか。また、建物となりますと私どもよくわかりませんが、電気設備の関係の委託会社になるのか、ボイラーとなれば設備だけになるのか、その辺を、きょう補正予算通ったとすれば喫緊に委託契約結んでいくと思えますが、その委託を結ぶまでの中身をどのように考えておられるのか、2点、3点になると思えますけども答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 大住議員の御質問にお答えしたいと思います。委託の内容でございますけども、先ほど総務課長のほうから御説明がありましたとおり、この事業に関しましては地元で資金還元をしながらといいますか、そういった活用しながら二酸化炭素の施設改修をしながらということでありまして、今検討してるのはですね、地元の電気工事会社さん、地元の設備会社さんもそこに加わっていきながらですね、現地調査をしてもらい、そしてそういった現地調査を取りまとめる設計、そしてこの事業の1つに、もう1つ報告書をまとめるということがございます。報告書というのは、どの位二酸化炭素の削減効果があり、どれ位の今後の、いわゆる設備投資に向かっているのですね、効果その他の検証ということで、調査報告書をまとめるということも業務の中に入っておりますので、地元の業者さんはもちろんそうですし、それらの取りまとめるコンサルティング能力を持

つ会社を選考させていただくといいますが、そういった形の中での委託業務ということで考えております。もちろん大住議員が今言われたように、国費が入っての事業でありますので、そういった検査、監査にしっかり対応できるような対応をしていきたいというふうに今考えております。よろしくお願いたします。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 執行する中身については私ども、そちらまで及ぶことがございませんけれども、予算が上がってきてますので答弁を求めるものでございますけれども、今答弁の中では、地元の業者の中というお話しが出てきました。それは設備屋さんなりが電気工事関係の会社の方に見てもらおうと、見て回ってもらおうということで、それで1,100万円をかけて、その出来栄えというのですか、ここが悪いとか、10カ所程の施設があったように記憶してございますけれども、それらについて、この電灯をLEDにするとか、ボイラーは何年製だからこうするとか、そういうことを言っていた中でこれがオーケーということになれば、次の工事といいますが、取り替えていくというようなスタンスになると思うのですね。その中でお金を、国費を、税金をどこにどうやって使うのか、ちょっと雲をつかむような話では困るものですから、建設業法に準じてやるのですかと冒頭お話ししたのはそこにあるのであって、その辺ただ担当課のほうで、町内の設備屋さんにごこ見てきてくれ、それで済むような気はしないのですけど、その辺どのように、当然考えられておられると思いますけれども、その辺をきちとした形で御答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 大住議員の御質問にお答えいたします。今おっしゃられたようにですね、当然地元の電気工事会社さん、あるいは設備会社さんも、当然建設業法のそれぞれ許可持って工事をやられている会社さんでありますし、またそれを、私今取りまとめる専門的なコンサルティングをやるということについても、当然そういった専門的建設業法のコンサルティング等の資格、そういったところをきちと当然持つ、そしてそういった意味での、先ほど言いました国費等に対応できるようなスタイルでしっかり契約してまいりたいというふうに今考えているところです。よろしくお願いたします。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 2点ほどちょっとお聞きしたいのですが、今回のこの補助事業のメニューの中に、LEDの改修とボイラーの改修ということでの2つあるのですけれども、きのうですか、もらった資料の中ではLEDに交換することによっての削減率というのはかなり、パーセント的にも高いよという認識でいるのですけれども、ボイラーの交換ですね。それによって7カ所ほどメニューに上がってますけれども、この中に学校関係もあるというのですけれども、削減率の高い部分もあれば、例えばですね、勇足中学校で見るとA重油でドラム缶年間5本位の削減量でというようなことで出てるのですけれど

も、ちなみにことし勇足小学校 2 億 6 千万円かけて改修した中に、ボイラーを撤去して温風の暖房機を設置するような工事だったと思うのですけれども、今回はこういった事業メニューですから、ボイラーを交換することによって環境に優しい削減を目指してるよということなのですけれども、将来的にこういった公共施設、本町でもボイラーの交換とか撤去とかという話も出てくるかもしれませんけれども、今回の勇足の小学校については環境に優しいからそういう方法を取ったのか、事業費の関係でそうなったのか、あとまたこういった形の今回の事業のメニューにあるような形が環境に優しい方法なのか、そこら辺の見解というのはいかがなものですかね。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 矢部議員の御質問にお答えしたいと思います。矢部議員言われるようにですね、今どちらかこういう形で、どういうふうにご考えているのかということではいばですね、それぞれ言われたことは当てはまってくるのかなと思います。と言いますのは、もちろんこの事業、経済的にも効果がございまして、経済的なものをきっかけとして進めるという考え方もございまして、あるいは環境面で考えたときも当然メリットございまして、環境面から考えたときにもそれは当てはまるというふうにご考えておりますので、どちらがどうでということではございませんけれども、今回それぞれ私も担当課といたしましては、エネルギー政策、あるいは施設の維持費の関係だとか、燃料代だとか電気代だとかのことを考えたときには、総合的に考えたときには有利な事業であるという考えの中で提案させていただいておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1 番（矢部隆之君） その事業の内容的には理解をするのですけれども、今後のためにね、そういった方法が、今回のようなメニューにあるような内容が温室ガスの削減の最も有効な方法なのかどうかということ、なかなか難しい部分出る質問だと思うのですけれども、勇足小学校方式がいいのか、今回のような形の、100パーセント国費ですからこれはこれで否定するものではありませんけれども、今後のためにもね、ちょっと参考になる部分があるかなという部分でちょっとお聞きしたのですけれども。

それともう 1 点、先ほど大住議員の言ったように、町内の業者を使うということでありまして、なかなか事務作業的な、専門的な部分での報告書的な部分もつくらなければいけないということで、そこら辺は町内にも中小の小さい事業をやっている所もありますので、そういった関係で言えば、町内の業者を使うということでは今回の事業はいいと思うのですけれども、今後も町の公共事業等の中にもですね、中小でやってる板金であるとか、塗装であるとか、左官であるとか、鉄筋であるとか、そういった中小の企業もたくさんあると思うのですけれども、そういった所にも公平に、相互に反映していくというか、町の活性化の部分からもですね、町内の業者を使ってあげて、孫請けとか下請けとなるとほとんど事業費も小さいですし、利益もないという現状もありますのでね、そういったこ

とで町の指導力を発揮して、そこら辺、指導力を発揮したら公正取引委員会が入るかどうかという部分もありますけれども、法に触れないような形で指導のほうをする考えあるかどうか。今後の部分での話になりますけれども、その辺はいかがですか。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 矢部議員の御質問にお答えいたします。まず最初にありました、いろいろな効果といいますか、そういった部分についてはどう考えているのかという御質問でございますけれども、今回調査させていただくところの中で、そういった効果もですね、含めて幅広く調査しながらですね、果たして実際それほどの、今回試算といいますか、そういった形で今数字は押さえておりますけれども、実際のところ調査し、どういう手法が適してるのかと、そういった中でその部分については明らかにしていきたいと思っておりますし、場合によっては効果が余り見込まれないということもあり得るかもしれません。そういったときには事業の実施の段階でそういった部分を、調査結果を反映させながらですね、対応していくということはあることは御理解いただければと思います。

それから二つ目にございました関係でございますけれども、先ほど大住議員のほうからも御質問いただきました、委託の在り方でありまして、基本的にはまだ確定してはるわけではございませんが、そういったコンサルティングがしっかり調査、そして現場の管理、それから報告書をつくるといったところが、そういったところを基といたしまして、先ほど地元の電気、あるいは設備ということで私説明させていただきましたが、その辺の部分についてはしっかり、一定、これまでの本別町との取引実績等々を勘案しながらですね、そういった部分が、先ほど言いましたように、この補助事業は地元で経済還流ができるようにということがございますので、そういったところをしっかりと加味させてもらいながらですね、対応していきたいというふうに今考えておりますので、よろしく御理解いただければと思います。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第80号平成29年度本別町一般会計補正予算（第12回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号平成29年度本別町一般会計補正予算（第12回）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 意見書案第9号

議長（方川一郎君） 日程第5 意見書案第9号道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

6番（黒山久男君）〔登壇〕 意見書案第9号道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。また、括弧書きについては省略をさせていただきます。

道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案。

道教委は、新たな高校教育に関する指針2006年にもとづき、毎年度公立高等学校配置計画を決定し、望ましい学校規模を40人学級で4から8学級として、高等学校の募集停止や再編、統合を行ってきました。これによって、2007年からの10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校減少し、公立高校のない市町村は50と増加しました。2018から20年度の公立高等学校配置計画案でも再編、統合により40校42学級と大規模な削減になっています。

配置計画で地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的、身体的な負担は増大するとともに、保護者の経済的負担の増大も報告されています。また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

これらを解消するため、通学費、制服代、教科書代補助などの制度の実施や、やむなく町立移管とするなど、地域の高校を存続に向け努力している自治体は数多くあります。これらは本来、道教委が行うべきことであり、各自治体に責任を負わせている道教委は、すべての子どもたちに等しく後期中等教育を保障しなければならない教育行政としての責任を放棄していると言えます。

昨年度道教委は、新たな高校教育に関する指針の見直しについて検討し、10月に新たな高校教育に関する指針検討報告書を公表しました。しかし、検討報告書は依然として望ましい学級規模を4から8学級とし再編整備を進めることを基本としており、地域の要望や実態を全くふまえたものになっていません。道教委は、この報告書にもとづき来年3月

までに新しい指針を作成するとしています。これまでの指針の問題点を改めず、これまで同様に1学年4から8学級を望ましい学校規模、1学級40人に固執すれば、今後も統廃合が進むことは明らかであり、都市部への一極集中や地方の切り捨てにより地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見、要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記。

1、道教委が2006年に策定した新たな高校教育に関する指針は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、現在検討している新しい指針については、これまでの指針による序列化、高校間格差、地域間格差などの問題点を抜本的に見直したものとすること。

2、高校の学級定員を引き下げる。当面、地域の高校や定時制高校を先行的に30人以下学級とすること。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、地域の高校を存続させるため地域キャンパス校については、道教委が検討している2年連続20人を下回った場合は統廃合とする基準の改悪をしないこと。また、障がいのある、なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、地域合同総合高校の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は、北海道知事、北海道教育委員会教育長、以上でございます。

議員各位の御賛同を、よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第9号道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 意見書案第10号

議長(方川一郎君) 日程第6 意見書案第10号日欧EPA「大枠合意」の全容を明らかにし、先行的な「暫定発効」をしないことを求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

10番(阿保静夫君)[登壇] 意見書案第10号日欧EPA「大枠合意」の全容を明らかにし、先行的な「暫定発効」をしないことを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

日欧EPA「大枠合意」の全容を明らかにし、先行的な「暫定発効」をしないことを求める意見書案。

日本政府は、EUとのEPA(経済連携協定)交渉で、大枠合意を行い、TPP並みの関税撤廃と削減を行うこととしました。8日付の報道では、安倍首相がEUの委員長と電話で大枠合意の正式確認をしたとの報道がありました。EPAは国際的条約の範疇になることから、日本並びにEU加盟28か国の国会批准が必要なのですが、その為に必要な協定文書はまだできていません。協定文書ができ上がり、加盟国の承認手続きを行い、EPA発効までには数年単位の時間がかかることが想定されます。しかし、大枠合意した内容で暫定発効に持ち込む可能性があります。大枠合意をした関税部分だけを協定本体ができる前に先行的に発効しようとするものです。

EUはカナダとの暫定発効も行っており、加盟国の国会批准もなしに、欧州議会での承認と、大枠合意の全体の内容を示すことなく、日本の国会で関税率法を改定すれば発効は可能となってしまいます。

大枠合意の特徴は、ヨーロッパが得意とする加工食品、チーズ、乳製品、スパゲティー、マカロニ、ベーコン、ソーセージ、トマト加工品、ジュース類、ワイン、食用油などの関税撤廃、削減が多いということです。北海道農業は原料供給型で、地場を含めた食品加工業界に提供するという形で地域産業を支えてきました。ところが、原料ではなく、加工食

品としてヨーロッパから輸入されることとなると、北海道の農産物の行き場が狭まり、地場の食品加工業をも脅かすこととなります。

日本パスタ協会は、パスタの価格はキロ当たり170から190円だが、関税撤廃でイタリア産が140円程度で入ってくる。これでは国内でつくるよりも輸入したほうが安くなり、大半が輸入品に置き換わると指摘しています。食肉業界も豚肉を輸入するよりも製品にして輸入したほうが安上がりになると、その対策を検討しています。

生乳換算で30万トンを超えるチーズが関税なしで輸入されることになれば、酪農やチーズ工房などの経営も直撃を受けることとなります。加えて北海道の中心作物でもある小麦は、マカロニやパスタ、ビスケットがEUから輸入されると、強力系小麦のゆめちから、薄力系小麦のキタホナミが原料として使われなくなり、価格の低迷をもたらす危険性が極めて高いこととなります。

よって、日欧EPA大枠合意の全容を明らかにし、暫定発効をしないように強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣となっております。

議員各位の御賛同のほど、よろしくお願いします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第10号日欧EPA「大枠合意」の全容を明らかにし、先行的な「暫定発効」をしないことを求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号日欧EPA「大枠合意」の全容を明らかにし、先行的な「暫定発効」をしないことを求める意見書については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（方川一郎君） 日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題としま

す。

総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴、各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

#### 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(方川一郎君) 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### 日程第9 議員派遣の件

議長(方川一郎君) 日程第9 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### 閉会の議決

議長(方川一郎君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

#### 町長挨拶

次に、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長、御登壇ください。

町長(高橋正夫君)[登壇] 1年のこの議会の終了にあたり、一言御礼の御挨拶をさせていただきますと思います。

今年度はですね、昨年の台風の影響も冷めやらないうちに年が明けてですね、本当にことしの営農含めて、基幹産業どうなるかと心配をしているところですが、おかげさまで各関係機関含めてですね、大きな御支援いただきながら、昨年の分も取り戻すぐらいの、本当に素晴らしい成果を納めた、この基幹産業、農業の実態でもありました。

また、まちづくりとしては初めて認定こども園がオープンするなどですね、まち上げて子育てをできる環境、そしてまた大事な子どもたちの未来をしっかりと育んでいく環境もできたことも大きな大きな成果でなかったかなというふうに思ってます。

また、それぞれ人材不足、また人口減少など含めて、多くの議案を御審議いただきました。80の議案をですね、しっかりと御審議いただきながら、ことしのまちづくり、しっかりとこの年の瀬を迎えることができたことに、改めて議員各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

一つだけ残念なのは、やはり何と言っても元職員の不幸事であります。本当に本別町の歴史に汚点を残す、また、町民の皆さんに大変な思いを残してしまった、これは本当に私どもも改めて、何度も何度も反省をしながらですね、町民の皆さんとともに、この場でしっかりとまた、この問題についてはきちっと説明をさせていただきながら、また、再発防止はもちろんですが、1日も早い信頼回復のために今後ともですね、全力を尽くしていきたいなというふうに思っています。

1年通じて、本当にたくさんの議題、課題も残りました。でも、一つ一つ町民の皆さんと一緒に協働のまちづくりを進める中で、未来に向かって本別町がしっかりと歩んで行ける、その道筋もできたこともまた、ことしの一つの大きな成果ではないかなというふうに思ってます。

また、残念なのは議員の中でですね、本当に林議員が突然臨時議会のときにですね、病に倒れたということがありまして、それ以来入院生活を余儀なくされたり、また、最近に

なって退職される委員さんもいます。職員ももちろんですが、どうぞ健康には十分御留意をいただきながら、ことし1年の思いをそれぞれまたしっかりと検証させていただきながら、今後とも新年に向かって、また御指導もいただきますように、改めてお願いを申し上げたいと思います。

ことし1年、本当にこの厳しい状況の中で、しっかりと議論いただきながら、まちの育成の御指導いただいたこと、心から御礼を申し上げ、また、それを支えていただいた町民の皆さんにも、ことし1年それぞれの暮らしの中で全力を尽くしながら日々の生活を送っていただいたことに、改めて感謝とお礼申し上げ、本別の歴史117年に大きな成果を与えていただいた1年に改めて感謝とお礼申し上げて、きょうは第4回定例会の終わりにあたりまして、一言御礼と感謝の挨拶とさせていただきたいと思います。

大変ことし1年ありがとうございました。お世話になりました。

議長（方川一郎君） 平成29年第4回定例会閉会にあたりまして、私からも、皆さまに御挨拶、並びに、お礼を申し上げたいと思います。

平成29年は、定例会4回のほか、臨時会4回、予算、決算特別委員会を4日開催し、この間、高橋町長を始め、担当部局長、課長、職員の皆さんの御出席をいただきながら、また、町民の皆さんの傍聴をいただく中、町提出議案や意見書、陳情報告など124件を慎重に審議をさせていただき、いずれも滞りなく終わらせていただきましたことは、これもひとえに、御出席いただきました職員の皆さま方、議員の皆さま方のたゆまぬ努力のたまものと思うところでありまして、ここで、円滑に議事進行をさせていただきましたことに、皆さま方に改めて心から厚くお礼と感謝を申し上げるところでございます。

また、昨年6月の一般質問で端を発した事件は、今月、元職員が複数の罪状により実刑判決を受けることに至りました。不名誉なことでありますし、特に業務上横領に関しましては、二元代表制の一翼を担う議会としても責任を痛感しているところでありますし、私も含め、各議員もそれぞれの活動を通じて信頼回復に向け努力していかなければなりません。

町も議会も目指すところは同じであり、全ての本別町民皆さんの幸せの向上、いわゆる福祉の向上、そして、そのためには職員の皆さん、議員の皆さん全員が共通の認識として、緊張感を持ちながらも、共に知恵を出し合い、共にまちづくりを進めていかなければならないものと考えております。

自治体財政も毎年地方交付税が大幅削減などにより、さらに厳しい環境になりますが、議員自ら研鑽を積んでいただき、政策を立案、提案しながら、町民皆さんの声を行政に反映させなければなりません。これからも議員一人一人が町民の皆さんとの対話を大切にし、町民の皆さんが安心、安全に暮らせることに向かって、一層努力していただきたいと思えますし、また、御活躍をいただきますようお願いを申し上げる次第であります。

寒さも一層厳しくなっています。健康には十分留意され、御家族ともどもすばらしい平成30年の新春を迎えられますよう御祈念を申し上げまして、感謝とお礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会宣告

議長（方川一郎君） これで会議を閉じます。

平成29年第4回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

閉会宣告（午前10時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月13日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 方 川 英 一

署名議員 大 住 啓 一

署名議員 篠 原 義 彦